

平成28年度

国の予算編成に対する要請書

平成27年6月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、昨年7月1日に市制90周年を迎えました。今では人口が147万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、首都圏の中央部に位置し、世界的企業や研究開発機関の集積に加え、世界トップクラスの環境技術を誇る都市であるとともに、「音楽のまち」をはじめとした文化芸術の発信や「スポーツのまち」の発信など、多彩な魅力があります。

この限りない可能性を秘めた川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めていくため、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」のまちづくりを進めています。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中で、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成28年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成27年6月

川崎市長 **福田 紀彦**

目 次

重 点 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	4
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・・・	6
生活保護制度の更なる改革等について・・・・・・・・・・	8
生活困窮者自立支援制度の充実について・・・・・・・・	10
子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と 質の確保に向けた取組について・・・・・・・・・・	12
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	14
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて・・・・・・・・	16

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組推進と 殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）の整備について・・・	18
“水素社会”の実現に向けた川崎臨海部に おける水素ネットワークの構築等の推進について・・・	20
羽田連絡道路をはじめとする 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・・・・・	22

その他の要請事項

○ 安心のふるさとづくり

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について	26
小児救急医療体制等の拡充について	28
成人ぜん息患者医療費助成事業について	30
予防接種事業の抜本的改革について	32
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて	34
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について	36
石油コンビナート地域の強靱化について	38
五反田川放水路整備事業に対する財政措置について	40
河川管理施設の老朽化対策の推進について【新規要請項目】	42
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について	44
創エネ・省エネ・蓄エネの取組推進について	46
微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について	48
自動車環境対策の推進について	50
廃棄物処理施設整備事業の推進について	52
放射線安全対策の推進について	54
緑地保全事業について	56
公園等整備事業について	58
等々力緑地再編整備の推進について	60
水道施設耐震化の推進について	62
厳しい雇用情勢の下における就労自立支援について	64

○ 力強い産業都市づくり

道路・橋梁整備推進について	66
街路整備推進について	68
中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について【新規要請項目】	70
京浜急行大師線連続立体交差事業について	72
JR南武線連続立体交差事業について	74
連続立体交差事業の関連事業について【新規要請項目】	76
川崎縦貫道路の整備推進について	78
首都高速道路等の料金施策に係る措置について	80
広域鉄道ネットワークの形成促進について	82
川崎駅周辺地区の整備推進について	84
小杉駅周辺地区の整備推進について	86
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について	88
下水道整備事業の推進について	90
「新川崎・創造のもり」地区での 産学交流・研究開発拠点の整備推進について	92
川崎港の機能拡充について	94

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 事 項

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴う税源移譲に対する地方財政措置の検討にあたっては、現行の地方交付税制度の原則通り、普通交付税の基準財政収入額の算入率を75%とすること。

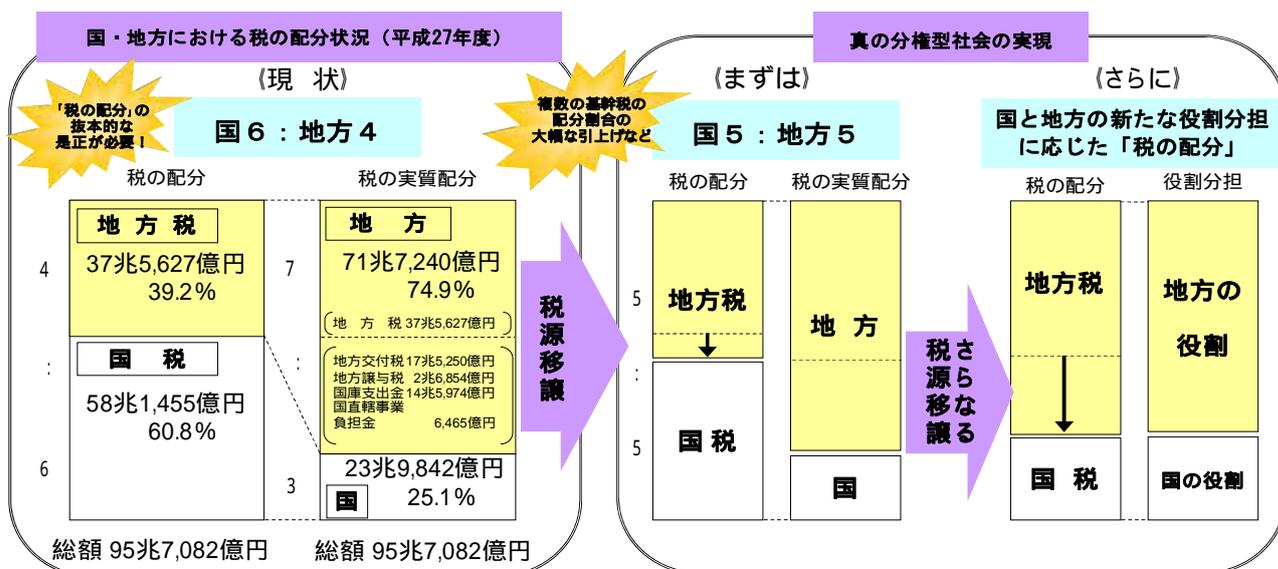
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・

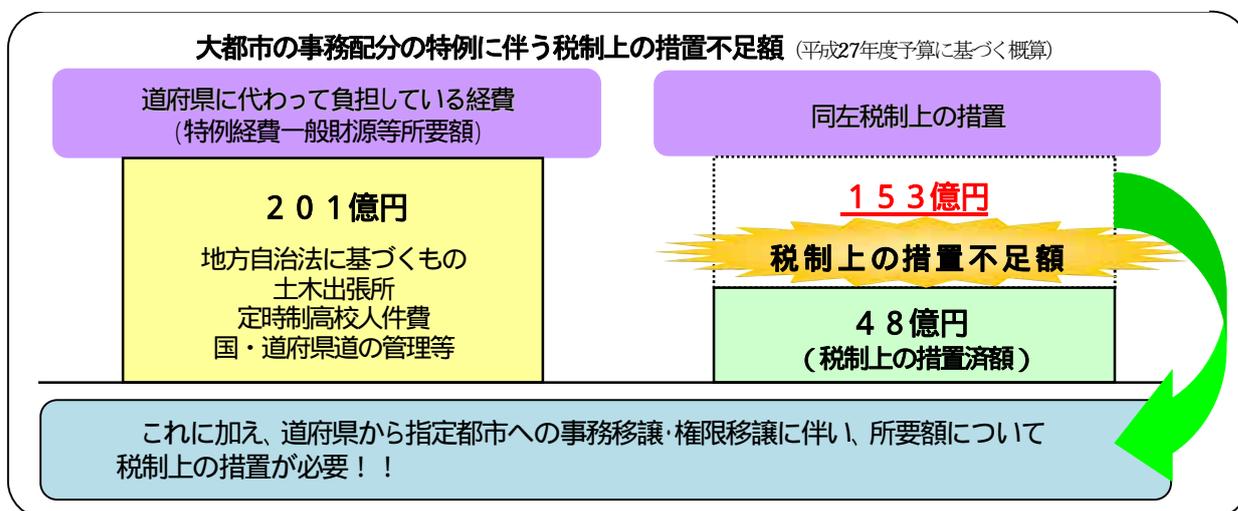
流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにするべきです。
- 県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲については、指定都市所在道府県と指定都市で協議を行い、国が地方財政措置を適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることについて、平成25年11月14日に合意しました。その移譲に対する地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、地方交付税制度の原則通り、普通交付税の基準財政収入額の算入率を75%とするべきです。

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の影響により、平成28年度には、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。



障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 2 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助は規定の上限割合にはほど遠い状況です。
- 障害者就業・生活支援センター事業は、都道府県の地域生活支援事業と位置づけられており、国の方針では、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所程度の設置となっております。本市においては、市全域が1つの障害保健福祉圏域となっており、都道府県の地域生活支援事業の対象は1か所ですが、同センターは企業就労を希望する障害者と一般企業を結ぶ「つなぎ」という重要な役割を担っており、就労支援は障害のある方が地域で自立した生活をしていくための重要な支援であることと併せて、より身近な地域で支援を提供することが効果的であることから、本市においては、市域を南部・中部・北部に分けての3か所設置しております。障害者数や企業数などの就労実績に直結する要因は、都市部、地方によって障害保健福祉圏域ごとに異なることから、地域の実情に応じて複数設置するなどの柔軟な対応が求められております。

■ 費用

- 平成28年度地域生活支援事業費 約1.4億円（国費1/2 約7億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成25年度実績額】 (単位：百万円)

事業費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1,354	677	465	212

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移 (単位：人)

	設置数	H22	H23	H24	H25
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1か所	205	240	267	327
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2か所	299	353	427	502

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2663

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度の維持・改善を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けて取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、新たな介護報酬制度を構築するまでの間、財政支援すること。

■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっています。
- 要介護度の改善を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長期にわたって、要介護度を維持した場合にも同様な仕組みが必要です。
- 本市では、要介護度の維持・改善の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度維持・改善について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組みづくりに向けて検討を行っております。

■ 効果等

- 要介護度の維持・改善が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体が独自に取り組むモデル事業の実施により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移

要介護認定者数の推移



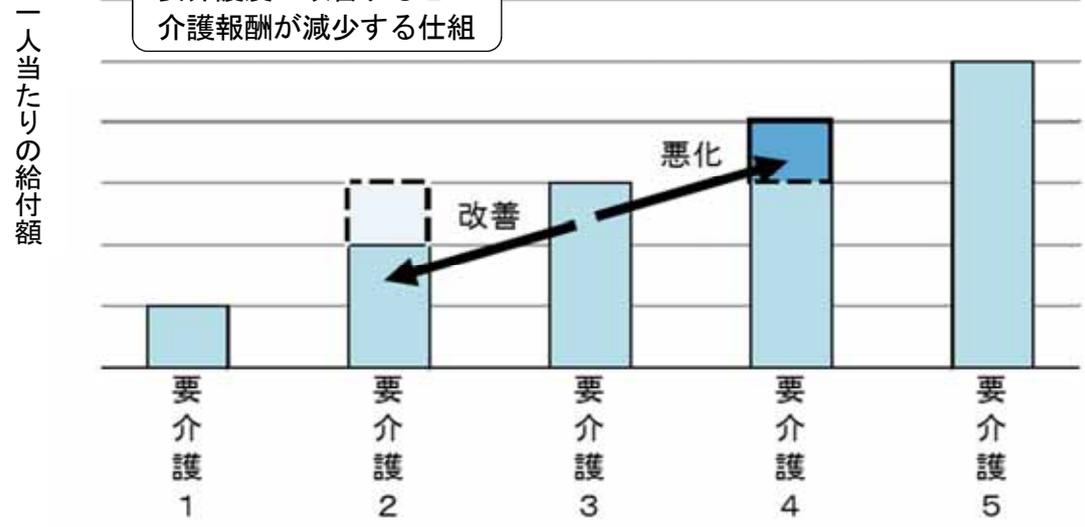
介護保険料・給付費の推移

介護保険料・給付費
共に増加傾向



要介護度改善と介護報酬

要介護度が改善すると
介護報酬が減少する仕組



この要請文の担当課/健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-3802

生活保護制度の更なる改革等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 超高齢社会の進展に向け、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、それに合わせた生活保護制度となるよう更なる改革に取り組むこと。
- 2 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 3 生活保護受給者の自立に向け、多様な取組を強化充実するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護適正実施推進事業等）を増額すること。

■ 要請の背景

- 指定都市市長会及び全国市長会から、生活保護の適正化に向けて、抜本的な制度の見直しについて提案し、平成26年7月には、生活保護法の一部を改正する法律が施行されました。しかしながら、生活保護制度の抜本的改革については、生活保護費の全額国庫負担、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、年金制度と整合する生活保障制度の創設など、これまでの提案が反映しているとは言えないため、生活保護制度の更なる改革に取り組む必要があります。
- 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

【本市扶助費の推移】

〔単位：億円〕

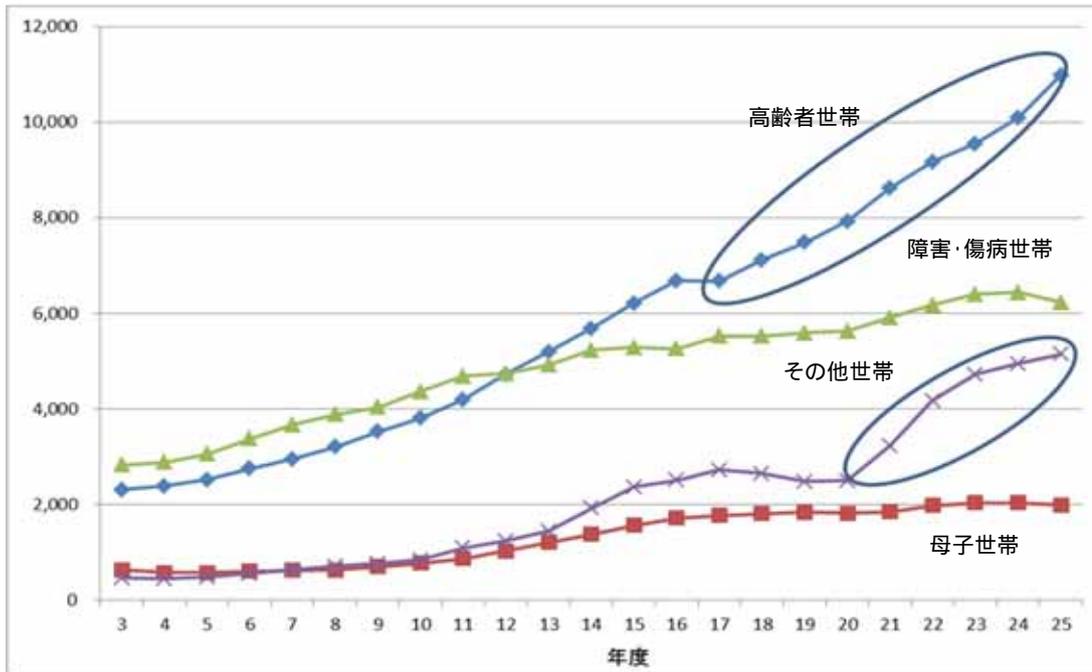
	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H27予算	597	441	156

- 平成27年度からこれまでのセーフティネット支援対策等事業費補助金が、新たな負担金と補助金に代わり、その算定にあたっては、人口を基にした基準額が設定されたり、国の負担（補助）割合が10/10から、1/2、2/3、3/4に変更されたりと、自治体の負担が求められるようになりました。生活保護受給者の自立支援がますます困難になる中で、保護の適正化や支援施策の充実強化を図るためには、十分な事業費を確保する必要があります。

■ 本市の取組

- これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、多様な手法による支援に取り組んでいます。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



高齢化の進展に伴い増え続ける高齢者世帯

近年、その他世帯の増加が顕著

対策として、下記事業の実施により、縮減が見込まれる

2 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

負担金・補助金名	負担(補助)割合
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ・ 被保護者就労準備支援事業費 生活保護受給者への就労支援事業	国庫負担基準額の設定
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ・ 生活困窮者就労準備支援等事業費 生活保護受給世帯の子どもたちへの学習支援事業	1 / 2
生活保護適正化事業 健康管理支援事業 精神障害者の退院移行事業 居住の安定確保事業	3 / 4

3 補助金の推移

(単位 百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
川崎市歳出 予算額	662	543	555
国負担 (補助) 予算額	555(内示)	367	555

10 / 10

生活困窮者自立支援制度の充実について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。
- 2 生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業についても、緊急性を鑑み、国の補助割合を増額すること。
- 3 多様な求職者を支援するためには、求人情報の把握とともに、求職者に応じた条件の把握が重要であることから、ハローワーク等の情報の一元化や情報提供の拡大に向け、新たな仕組の構築を行うこと。

■ 要請の背景

- 生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、平成27年度から施行されましたが、この制度は生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援を進める上で、効果的な事業を実施する必要があります。
- 本市では、平成25年12月に「川崎市生活自立・仕事相談センター」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援等に着手しましたが、さまざまな支援事例を積み重ねて、効果的な支援の仕組を構築するとともに、支援にあたって関係機関との連携を強化する必要があります。
- 一方で、国においては、法に必須事業、任意事業が位置づけられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。
- 生活保護世帯の子どもへの学習支援事業は、国がその費用を全額負担し、実施してきましたが、平成27年度からは、生活困窮家庭の子どもへの学習支援と統合して実施することになり、より充実する必要があります。
- 就労自立に向けては、求人情報の把握とともに、詳細な求人条件の把握が重要です。さらなる雇用の促進のためには、生活保護受給者、生活困窮者のみならず、若者、ひきこもり、高齢者等に対する施策との一体的な運用による効果的な支援が求められています。

■ 本市の取組

- 平成27年度は、新たに市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成28年度においては基準額が減額されるため、同様の負担が厳しい状況です。

生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

平成26年度
(モデル事業(10/10))

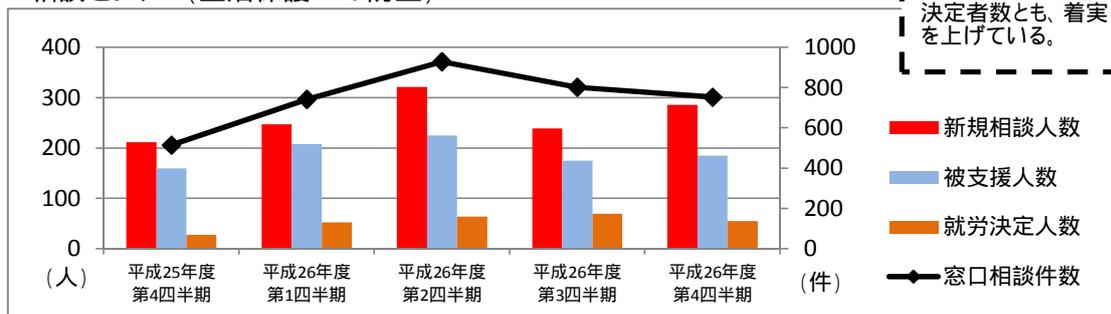
平成27年度 … 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減
平成28年度 … 経過措置の終了による補助基準額の減額

(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	モデル事業		生活困窮者自立支援法						
	補助率	平成26年度 決定額 (10/10)	補助率	平成27年度申請予定額			平成28年度見込額 (平成27年度ベース)		
				事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
生活自立・仕事相談センター 事業(自立相談支援事業)	10/10	80,000	3/4	230,863 (264,000)	174,259	56,604	220,000 (220,000)	165,000	55,000
ホームレス自立支援センター 事業〔3事業合計〕 (自立相談支援事業)	10/10	339,872	3/4						
ホームレス自立支援センター 事業〔3事業合計〕 (一時生活支援事業)	10/10		2/3	146,942 (363,600)	110,206	36,736	146,942 (333,000)	110,206	36,736
住宅支援給付事業 (住居確保給付金)	10/10	64,065	3/4	26,537 (-)	19,902	6,635	26,537 (-)	19,902	6,635
学習支援事業 (学習支援事業)	10/10	57,600	1/2	40,000 (51,840)	20,000	20,000	40,000 (50,000)	20,000	20,000
合計		541,537		444,342	324,367	119,975	433,479	315,108	118,371

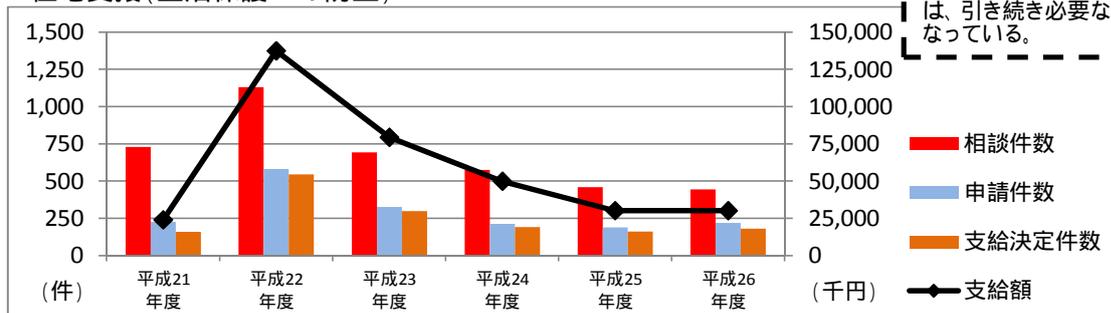
モデル事業の実施状況(以下のとおり着々と事業効果を実現)

相談センター(生活保護への防止)



平成25年12月13日からスタートし、相談者数、就労決定者数とも、着実に成果を上げている。

住宅支援(生活保護への防止)



相談者は下げ止まっており、住まいを確保するためには、引き続き必要な制度となっている。

平成21年10月事業開始

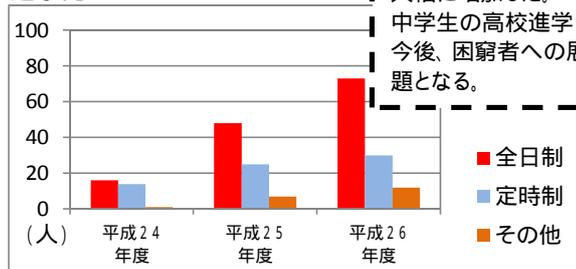
学習支援(貧困の連鎖を防止)

(単位:か所、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施場所数	2	6	8
中学3年生参加者数	31	80	115



進学先



3年間の実施で、参加者が大幅に増加した。中学生の高校進学に貢献、今後、困窮者への展開が課題となる。

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-3496

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進 と質の確保に向けた取組について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに対応するため、保育所、小規模保育事業等の増設に係る必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置や幼稚園からの認定こども園への移行促進、認可外保育施設の認可保育所や小規模保育事業等への移行支援を図るため必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 3 新制度の公定価格における質の改善事項について、児童や保育士等の処遇向上のため、1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善に係る財源を確保し、早期実現に努めること。

■ 要請の背景

- 本市の人口は、依然として増加の一途を辿っており、これに伴って就学前の子どもの数が増加しています。また、核家族化の進行や共働きをする子育て家庭の増加などの影響により、保育所利用申請者数は毎年増加しています。

平成26年度については、認可保育所は1,790人分の新規整備を行い、22,340人の定員枠を確保するとともに、新制度における地域型保育事業についても114人分の新規整備を行うなど、保育受入枠の大幅な拡大を図ったところです。

しかしながら、本市の今後の「量の見込み」は、引き続き増加が見込まれており、さらなる保育環境の整備や、地域ごとの保育需要への的確な対応が必要であり、施設整備費に対する継続的な財政措置が必要です。

- 幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育を実施し、多様なニーズへの対応を図るため、希望する施設が円滑に認定こども園に移行するための支援や、保育の質の向上を図るため、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業に移行するための支援を行うためには、継続的な財政措置が必要です。
- 子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、国の公定価格における3歳児の職員配置の改善（20：1⇒15：1）に対して、加算の考え方が示されたところですが、1歳児（6：1⇒5：1）及び4・5歳児（30：1⇒25：1）の職員配置

の改善については、財源の確保が困難として実施時期についても未定となっています。児童や保育士等の処遇改善として実効性を担保するためにも、早期に財源を確保し、加算等の仕組みを構築することが必要です。

待機児童数の推移



保育所等の整備数・整備費の推移



川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）に基づき平成28年度以降も継続的な取組が必要

幼稚園の新制度への移行

	26年度	27年度	28年度
認定こども園	2	2	7
幼稚園(施設型給付)		4	8
幼稚園	84	80	70

認可外保育事業の新制度への移行

	26年度	27年度	28年度
認可保育所		4	9
地域型保育事業		35	41
認可外保育施設	156	134	123

本市の職員加配基準

	国基準(公定価格ベース)	本市職員加配基準(民営保育所)
保育士	0歳3人つき保育士1人 1・2歳6人につき保育士1人 3歳20人につき保育士1人 (15人につき保育士1人の場合は加算) 4歳以上30人につき保育士1人	産明け対象児童2人につき1人加配 障害児の受入れに対し加配 看護師の配置を指導
年休代替要員 休憩・休息要員	定員90人以下施設 1人加算	1施設に1人配置 保育士4人につき1人加配
調理員	定員40人以下:調理員1人 定員41人~150人:調理員2人 定員151人以上:3人	定員61~150人:調理員1人加配 定員151人以上:調理員2人加配 定員240人以上:調理員3人加配 栄養士の配置を指導

この要請文の担当課/市民・こども局こども本部子育て推進部 TEL044-200-2662

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 学校給食施設整備事業について、整備促進を図るための十分な財政措置を講ずること。
- 2 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置や補助メニューの拡大を講ずること。
- 3 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增改築事業及びこれに伴う学校用地取得について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○本市の学校給食は、小学校113校、特別支援学校3校で単独校調理場方式による完全給食を実施し、中学校52校ではミルク給食を実施しています。学校においては、教科や特別活動、給食（昼食）の時間の中で食に関する指導を実施するなど、学校教育全体で食育の推進を図っています。今後、中学校においても、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい給食を提供し、さらなる食育の充実を図ることを目的に、完全給食の実施を進めることとしています。

○本市の学校施設は、築年数20年以上の施設が約70%を占め、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上（特に学校トイレ快適化及びエレベータ設置）、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進し、併せて財政支出の縮減と平準化を図る、学校施設長期保全計画を策定したところです。今後、本計画に基づいて、早期により多くの教育環境の改善を図ることとしています。

○また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、学校用地の取得等による新設校の整備や校舎の増築などを進めることとしています。

■ 費用

○ 平成28年度計画事業費

- ・老朽化等対策事業 30校 事業費 約90.4億円（国費 約21.8億円）
- ・質的整備事業 10校 事業費 約4.7億円（国費 約1.0億円）
- ・児童生徒増加対策事業 6校 事業費 約30.3億円（国費 約4.0億円）

【平成28年度の主な取組み】

学校給食施設整備事業

事業内容	事業年度	概算国庫支出金額
PFI 事業による共同調理場の整備 (仮称) 南部学校給食センター (仮称) 中部学校給食センター (仮称) 北部学校給食センター	PFI 事業期間 平成27～43年度	約14.3億円 (29年度)

老朽化等対策事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
再生整備事業 (校舎)	12校	平成28～30年度	約14.4億円 (28年度 約7.8億円)
再生整備事業 (体育館)	14校	平成28年度	約3.3億円
予防保全事業 (校舎)	2校	平成28年度	約2.0億円
予防保全事業 (体育館)	2校	平成28年度	約0.5億円

質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	7校	平成28年度	約0.8億円
エレベータ設置	3校	平成28年度	約0.1億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
下沼部小学校 古川小学校 久末小学校 臨港中学校	平成27～28年度	約4.9億円 (28年度 約3.3億円)
末長小学校 西梶ヶ谷小学校	平成28～29年度	約2.3億円 (28年度 約0.7億円)

○新設校の用地費

新設地区	事業年度	用地費
新川崎地区	平成28年度	約6.7億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課 / 教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271
教育委員会事務局中学校給食推進室 TEL 044-200-3562

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の 取扱いについて

【内閣府・環境省・国土交通省】

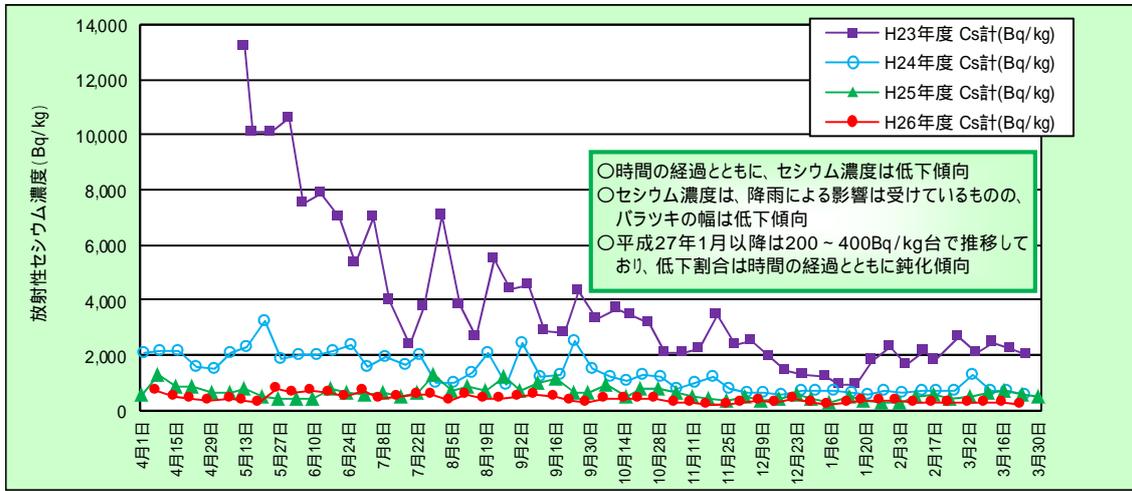
■ 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の円滑な処分等に向けて、基準の妥当性・安全性について明確に示すとともに、地域の実情に応じた対応について必要な措置を講ずること。
- 2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な支援を講ずること。

■ 要請の背景

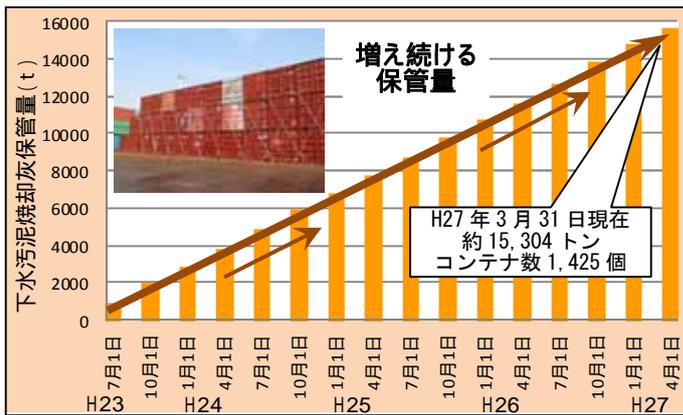
- 下水汚泥焼却灰及びごみ焼却飛灰（ばいじん）の保管量は、平成27年3月末現在で約36,230トンに達しており、保管場所の確保が大変難しい状況となっています。
- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生するごみ焼却灰については、平成25年度から段階的に処分場への埋立を開始したものの、下水汚泥焼却灰や保管している焼却灰については、未だ資源化や最終処分には至っておらず、その開始には市民等の理解を得る必要があることから、処分等に係る基準の妥当性・安全性について明確に示す必要があるとともに、水面埋立地しか有していない等、本市の実情に応じたさらなる措置が必要です。
- 保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力（株）より支払いがありました。引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥焼却灰の放射能測定結果



処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰等の保管量及び管理型処分場の現況)

【増加する保管量】

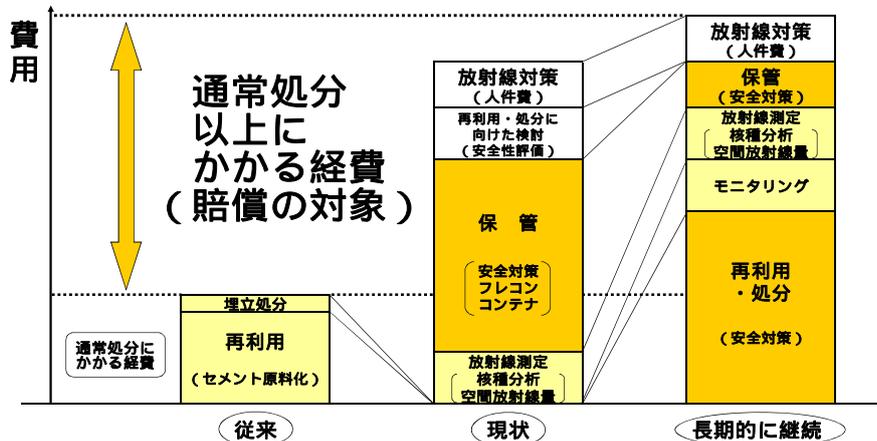


【本市唯一の管理型処分場】



H27年3月31日 現在の保管量	下水汚泥 焼却灰	ごみ焼却飛灰 (ばいじん)	計
	15,304トン	20,926トン	36,230トン

放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組推進と殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）の整備について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区の目標実現に向け、真に効果的な規制改革等を実現するとともに、区域計画に位置付けられた事業への国の予算措置について特段の配慮を行うこと。
- 2 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、税制をはじめ、規制の特例、財政、金融上の支援措置を継続すること。
- 3 総合特区推進調整費の改善を図ること。
 - (1) 独立行政法人等が執行する補助事業への充当を認める機動的な運用
 - (2) 直接、指定地域に交付する制度の創設
- 4 ナノ医療イノベーションセンターについて、革新的な研究開発の着実な推進に必要な支援を図ること。

■ 要請の背景

- 「国際的ビジネス拠点の形成」や「特区プロジェクトの研究開発成果の早期実用化」に向け、法令に規定された医療機関向けの規制の特例措置に加え、医薬品・医療機器開発の民間企業がメリットを享受できる規制改革等の実現が必要です。

また、国主導のプロジェクトとして、国は、地方自治体及び民間事業者とともに責任を持って事業を推進することが不可欠です。
- 税制上の支援措置は平成 27 年度までですが、『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標を実現するためには、平成 28 年度以降も不可欠です。
- 総合特区推進調整費については、ライフサイエンス分野の多くの補助事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人が執行していることから、独立行政法人の事業に充当できる仕組みづくりが不可欠です。

また、関係府省が予算措置している事業への支援のみならず、直接指定区域へ交付する制度の創設が必要です。

- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、研究開発の進捗状況を踏まえた継続的な支援が必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発・臨空関連機能の集積



この要請文の担当課／総合企画局臨海部国際戦略室 TEL044-200-3633

“水素社会”の実現に向けた川崎臨海部における水素ネットワークの構築等の推進について

【内閣府・内閣官房・経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池戦略ロードマップの着実な推進に向けて、「水素エネルギーフロンティア国家戦略特区」などを指定し、規制改革等を積極的に進めるとともに、財政的措置等を講ずること。
- 2 発電事業用水素発電の導入に向けた第一弾の取組となる「川崎臨海部水素ネットワークと水素混焼発電所」の整備にあたり、安全面における新たな標準や技術基準を整備すること。
- 3 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、水素の新たな利活用と関連インフラ等の整備を図るとともに、その取組を積極的に発信すること。
- 4 CO₂フリー水素供給システムの確立を目指し、再生可能エネルギー由来の水素により電力と温水を供給する自立型エネルギー供給システムの普及に向けた支援策を創設すること。

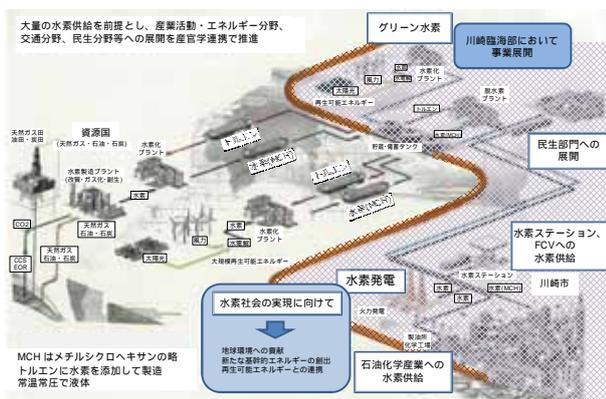
■ 要請の背景

- 我が国においては、東日本大震災以降、エネルギーの安定供給の確保、エネルギーセキュリティの向上、燃料費を含めた発電コストにおける経済性の追求とともに、増大するCO₂排出削減と環境負荷の低減に資する低炭素社会の実現が大きな課題となっています。
- 「日本再興戦略」においては、2030年に「クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会」を目指すとしており、次世代のクリーンエネルギーである水素の位置づけが高まっています。
- また、「エネルギー基本計画」において、水素は、地球温暖化対策に貢献する将来の二次エネルギーの中心を担うことが期待されており、多様な技術開発や低コスト化の取組を加速することとなっています。

- 平成25年12月に設立された水素・燃料電池戦略協議会において、水素・燃料電池戦略ロードマップが策定されるとともに、同協議会のワーキンググループにおいて、水素・燃料電池関連機器やインフラ等に関する各種規制の見直しについての検討が行われています。
- 本年末の第21回国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP21）に向けて、我が国の温室効果ガスの削減目標を設定する必要があるなか、水素発電は、大幅なCO2排出削減やエネルギー供給源の多様化に貢献するとともに、水素の市場規模拡大による水素の低価格化等につながるものと期待されています。
- 世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、水素社会の実現に向けた我が国の取組を世界に発信する好機となっています。
- 本市では、本年3月に策定した「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」において、水素社会を実現する3つの基本戦略として、入口となる「水素供給システムの構築」、出口サイドの「多分野にわたる水素利用の拡大」、ブランド戦略による「社会認知度の向上」を掲げており、合わせて、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進することとしています。

■ 効果等

- エネルギー供給源の多様化、CO2削減、環境負荷の低減
- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上



水素ネットワークの展開（イメージ）



再生可能エネルギー由来の水素を用いた自立型エネルギー供給システム

この要請文の担当課／総合企画局スマートシティ戦略室 TEL044-200-2095

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた交通機能の強化に取り組むなど、必要な措置を図ること。
- 2 国際戦略総合特区間の連携強化や国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の形成を促進し、羽田空港を中心とした国際戦略拠点の形成に大きく資する羽田連絡道路の早期整備に向けた取組を進めること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネル整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、本市「総合都市交通計画」においても、「①羽田空港へのアクセス強化」、「②臨海部交通ネットワークの強化」、「③臨海部各地へのアクセス性の向上」を掲げ、重点施策として取り組んでいます。
- 特に、臨海部では内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。

- このような中、本市の臨海部地域では、臨港道路東扇島水江町線等が事業中であり、さらに、昨年9月には国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備が位置付けられ、事業着手に向けた調査・検討が進められています。

羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な戦略拠点形成を具現化するインフラであり、早期整備には、国をはじめとした関係機関の強い連携・協力が不可欠です。

また、国道357号は、広域的なネットワークを構築するインフラとして、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備が必要です。現在、羽田空港と浮島間の多摩川トンネル整備に向けた取組が進められていますが、その整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討が必要です。

■ 効果等

- 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善
- 防災機能の向上



その他の要請事項

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化に対応した大規模修繕等が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。

■ 費用

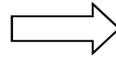
- 平成26年9月現在の修繕工事費所要額積算：689,514千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

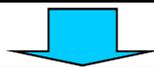


高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成27年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	36年	60人	
みかど荘	33年	73人	
太陽の園	30年	66人	
柿生アルナ園	28年	80人	
幸風苑	27年	60人	
和楽館	26年	60人	
長沢壮寿の里	26年	53人	指定管理
緑陽苑	25年	70人	
桜寿園	23年	74人	
虹の里	22年	108人	
多摩川の里	21年	84人	指定管理
すみよし	21年	84人	指定管理
こだなか	21年	50人	指定管理
金井原苑	20年	98人	
菅の里	19年	80人	
すえなが	18年	104人	
大師の里	17年	50人	
しおん	17年	25人	
ひらまの里	16年	84人	指定管理

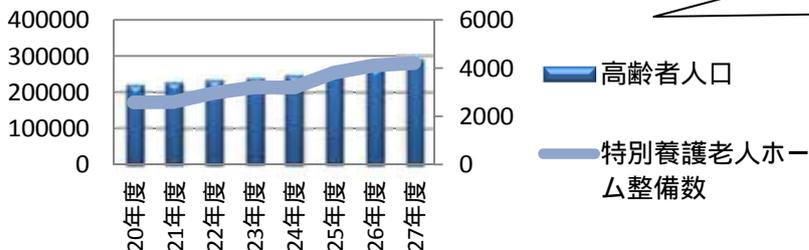


課題：施設老朽化に伴う修繕費用の増大

<参考>

高齢者人口・特別養護老人ホーム整備数の推移

(単位 人・床)



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
整備の推進

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2454

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、重篤な患者については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成26年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

平成27年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	387,880	国庫補助金 15,641 、県補助金 20,712 一般財源 351,527
市立病院の小児救急医療経費	110,816	医業収益 29,330 、一般会計繰入金 81,486

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（5 病院・小児科）
南部保健医療圏

市立多摩病院（小児科）
北部保健医療圏

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師
の減少

川崎市の人口の推移

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
川崎区	総人口	217,328	216,856	217,235	217,974	219,862
	うち15歳未満	25,380	25,341	25,505	25,748	26,020
幸区	総人口	154,212	155,071	155,976	157,333	158,663
	うち15歳未満	19,378	19,684	20,054	20,477	20,830
中原区	総人口	233,925	234,732	236,629	239,987	244,363
	うち15歳未満	29,780	29,922	30,265	30,772	31,576
高津区	総人口	217,360	219,215	221,364	222,721	224,710
	うち15歳未満	29,469	29,657	29,855	29,896	30,004
宮前区	総人口	218,867	220,448	222,362	222,756	224,648
	うち15歳未満	32,682	32,734	32,822	32,509	32,488
多摩区	総人口	213,894	213,490	213,375	213,728	214,138
	うち15歳未満	25,562	25,265	24,992	24,781	24,453
麻生区	総人口	169,926	170,961	172,223	173,697	174,659
	うち15歳未満	23,320	23,563	23,642	23,836	23,866
合計	総人口	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196	1,461,043
	うち15歳未満	185,571	186,166	187,135	188,019	189,237

15歳未満の人口増加に対応するためにも、財政措置の拡大が必要

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度からぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、(独)環境再生保全機構を通じて地方自治体からの要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国からの支援が必要と考えています。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位:千円

	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算
扶助費	97,746	104,619	121,988	140,172	154,324
助成経費	21,440	22,252	24,702	27,715	29,325
合計	119,186	126,871	146,690	167,887	183,649

■ 効果

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月																								
対象地域	市内全域																								
対象者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし																								
審査	認定審査を実施																								
助成範囲	本人負担分の一部を助成																								
財源負担	市の全額負担(一般財源)																								
経費の推移	(単位:千円)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 決算</th> <th>H22 決算</th> <th>H23 決算</th> <th>H24 決算</th> <th>H25 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶助費</td> <td>97,746</td> <td>104,619</td> <td>121,988</td> <td>140,172</td> <td>154,324</td> </tr> <tr> <td>助成経費</td> <td>21,440</td> <td>22,252</td> <td>24,702</td> <td>27,715</td> <td>29,325</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>119,186</td> <td>126,871</td> <td>146,690</td> <td>167,887</td> <td>183,649</td> </tr> </tbody> </table>		H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	扶助費	97,746	104,619	121,988	140,172	154,324	助成経費	21,440	22,252	24,702	27,715	29,325	合計	119,186	126,871	146,690	167,887	183,649
		H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算																			
扶助費	97,746	104,619	121,988	140,172	154,324																				
助成経費	21,440	22,252	24,702	27,715	29,325																				
合計	119,186	126,871	146,690	167,887	183,649																				
対象者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度末</th> <th>H22 年度末</th> <th>H23 年度末</th> <th>H24 年度末</th> <th>H25 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>4,107 人</td> <td>4,755 人</td> <td>5,279 人</td> <td>5,344 人</td> <td>5,842 人</td> </tr> </tbody> </table>		H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	対象者数	4,107 人	4,755 人	5,279 人	5,344 人	5,842 人												
	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末																				
対象者数	4,107 人	4,755 人	5,279 人	5,344 人	5,842 人																				
経費総額 及び 対象者数 の推移	<p> ◆ (左軸)経費総額(単位:千円) ■ (右軸)年度末対象者数(単位:人) </p> <table border="1"> <caption>経費総額及び対象者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経費総額(千円)</th> <th>年度末対象者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21年度</td> <td>119,186</td> <td>4,107</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>126,871</td> <td>4,755</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>146,690</td> <td>5,279</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>167,887</td> <td>5,344</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>183,649</td> <td>5,842</td> </tr> </tbody> </table>	年度	経費総額(千円)	年度末対象者数(人)	H21年度	119,186	4,107	H22年度	126,871	4,755	H23年度	146,690	5,279	H24年度	167,887	5,344	H25年度	183,649	5,842						
年度	経費総額(千円)	年度末対象者数(人)																							
H21年度	119,186	4,107																							
H22年度	126,871	4,755																							
H23年度	146,690	5,279																							
H24年度	167,887	5,344																							
H25年度	183,649	5,842																							

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第2次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

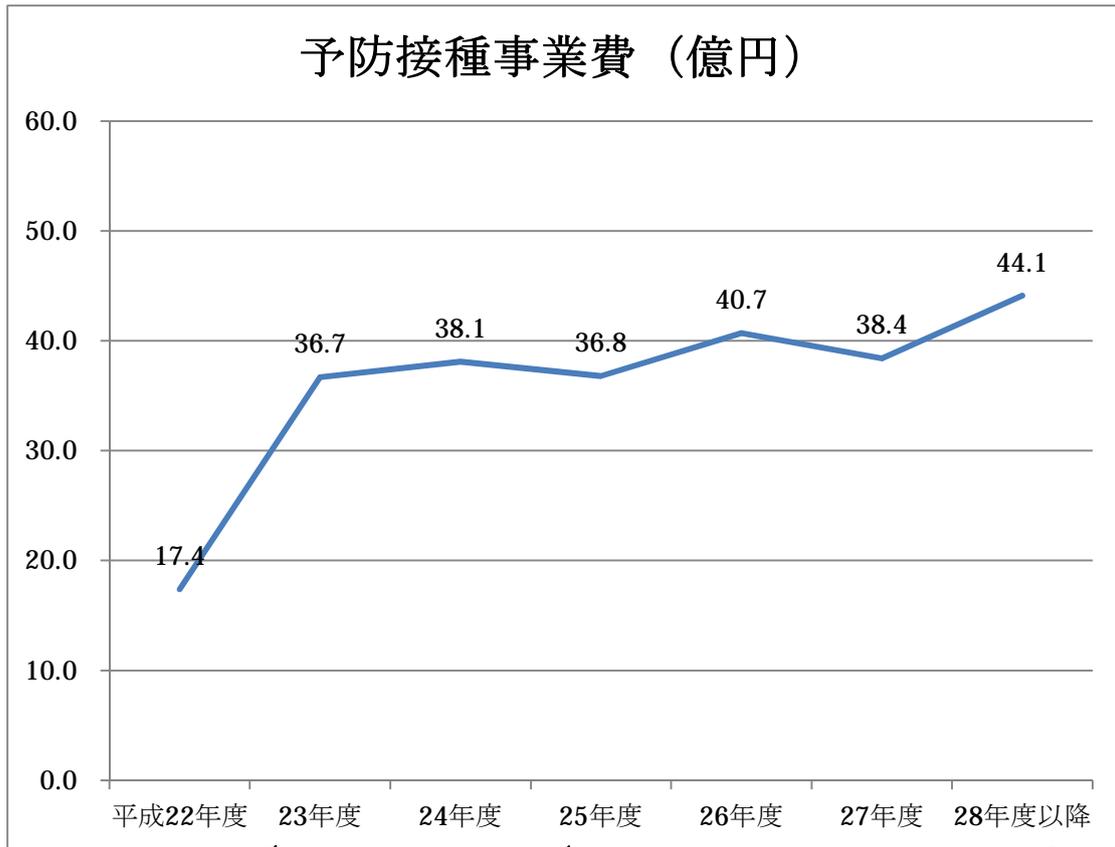
- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、さらに、平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種に追加されました。

また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、さらなる定期予防接種の増加が見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則として、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防される。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防される。

本市における予防接種事業の財政負担



- ・子宮頸がん予防
 - ・ヒブ
 - ・小児用肺炎球菌

3 ワクチン接種事業導入
- ・子宮頸がん予防
 - ・ヒブ
 - ・小児用肺炎球菌

3 ワクチン定期化
- ・水痘
 - ・成人用肺炎球菌

2 ワクチン定期化
- ・B型肝炎
 - ・おたふくかぜ

2 ワクチン定期化

〔子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費を24年度実績額により見込んだ〕

任意接種のB型肝炎・おたふくかぜの2ワクチンが定期予防接種化された場合の本市負担額

38億円 44億円

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定及び耐震診断支援制度の拡充をはじめとした、住宅・建築物等の耐震性の一層の向上を図る各種施策の検討を行い、まち全体の総合的な耐震化を推進する必要があります。
- また、高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備を始め、高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約51.5億円（国費 約25.5億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約5.0億円（国費 約 2.5億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約46.5億円（国費 約23.0億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業

平成19年3月に策定した「川崎市耐震改修促進計画」の計画期間が今年度までのため、平成28年度から新たな促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するための各施策を推進してまいります。

■民間建築物（市内全域）

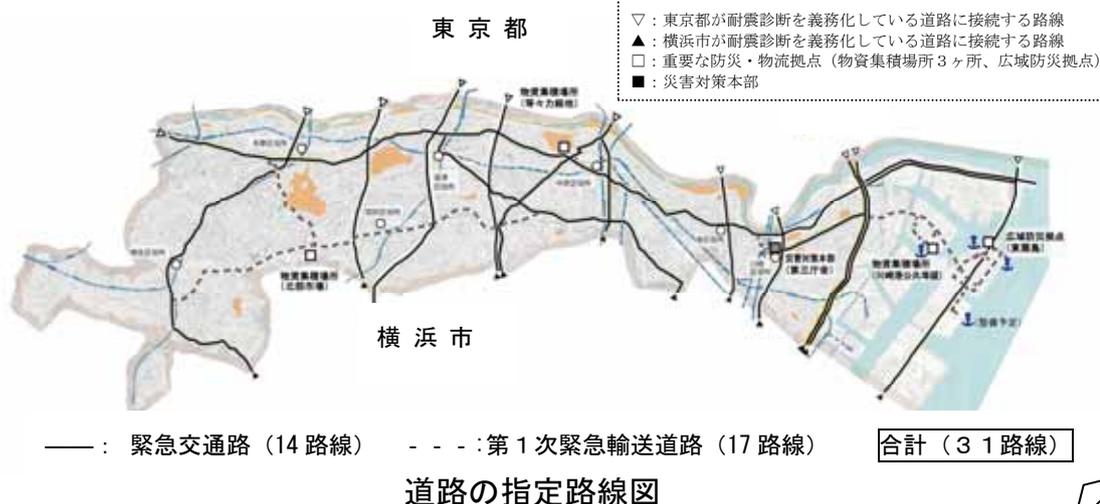
市内全体の耐震化率（住宅：86.5%）※平成20年度の住宅土地統計調査による。
（特定建築物：88.9%）※平成22年度本市調査による。
⇒平成27年度末には90%達成見込み。

（これまでの主な取組）

- ・木造住宅耐震対策、民間マンション耐震対策、特定建築物耐震対策

（平成27年度の新たな取組）

- ・沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定及び耐震診断支援制度の拡充



公営住宅整備事業等

■市営住宅整備事業

- ・大島住宅 他7団地（全11棟 719戸）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事
- ・子育て等あんしんマンション事業 など



これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地開発部住宅整備課
まちづくり局指導部建築管理課

TEL 044-200-2993
TEL 044-200-3017

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- このようなことから、防災拠点となる消防施設の老朽化対策など消防署所の早期改築・改修が求められており、また、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるため、これら施設の改築・改修及び指令システムの更新整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 国では大規模な地震災害などへの対応力を強化するため、緊急消防援助隊の増強整備を進めており、本市からも緊急消防援助隊を派遣し、活動してきたところです。
- 東日本大震災のような大規模な災害等に即応するためには、消防車両、特殊車両、消防ヘリコプター、消防艇等の装備の充実強化を図るとともに、ヘリコプター防災拠点としての機能強化を図るため航空隊庁舎の移転・拡張や消防隊員の災害対応力を向上させるための訓練施設を整備する必要があります。

■ 費用

- 平成28年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約13.5億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約4.4億円

■ 効果等

- 整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
事業概要	消防庁舎	菅生出張所改築 (本体工事等)			
		航空隊庁舎整備	新設 (設計等)	新設 (本体工事等)	新設 (旧庁舎解体等)
	消防施設	緊急消防援助隊 活動拠点施設	新設 (本体工事等)		
		訓練塔・補助訓練塔	新設 (実施設計等)	新設 (本体工事等)	新設 (本体工事等)
		臨港消防署 千鳥町出張所棧橋	改築 (本体工事等)		
	消防団	高津消防団 橘分団新作班	改 築 (本体工事等)		
		高津消防団 高津分団二子班	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	
	耐震性貯水槽		新 設 (4基)	新 設 (5基)	新 設 (5基)
	消防情報通信の高度化			新システム構築	新システム構築
	合計(概算)		約16.6億円	約13.5億円	約17.8億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業概要	消防自動車等	8台	7台	7台
	救急自動車	5台	5台	5台
	消防ヘリコプター等	ヘリコプター一式 (本体・資機材等)		
	ヘリテレ電送システム	3施設(地上・機上2)	1施設(機上:そよかぜ1)	
	消防艇の建造			設計
	合計(概算)	約24.6億円	約4.4億円	約3.5億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設装備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2673
消防局警防部航空隊	TEL 03-3522-0119

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むこと。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 5 省庁間の連携を継続・強化し、石油コンビナート地域の強靱化を総合的に推進すること。

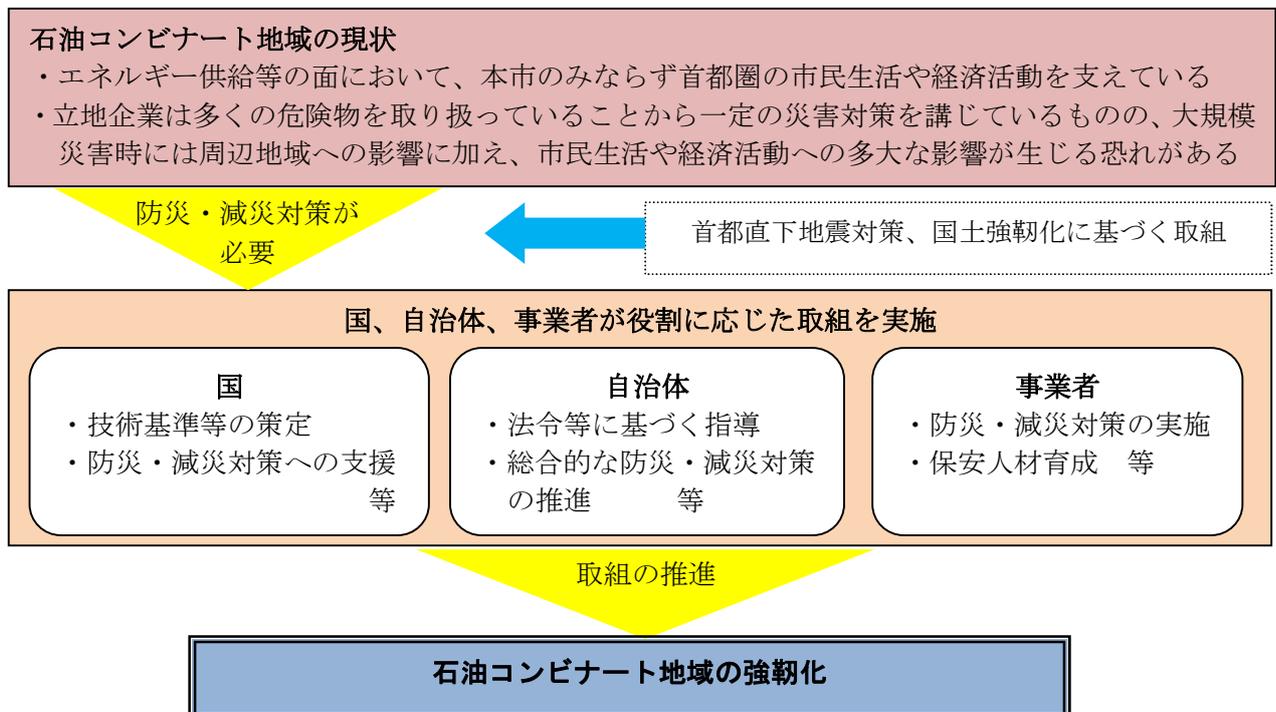
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。

- 国においては、東日本大震災を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用を補助するなどの取組や、関係省庁による連絡会議が設置されておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。
- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務局危機管理室震災・臨海部対策担当 TEL 044-200-2478

五反田川放水路整備事業に対する財政措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年都市化の進展や、観測史上の記録を上回る大雨、又は局地的な集中豪雨により、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

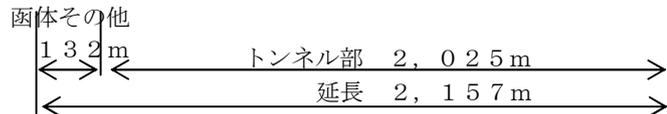
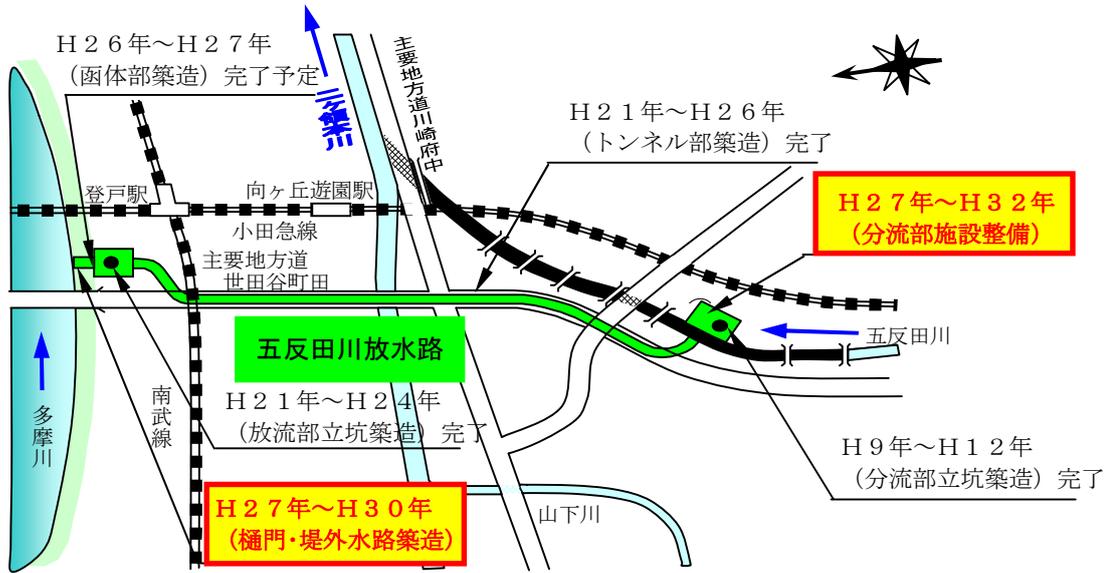
■ 費用

- 総事業費 約280億円（国費 約81.2億円 県費 約81.2億円）
- 平成28年度事業費 約19.5億円（国費 約5.0億円 県費 約5.0億円）

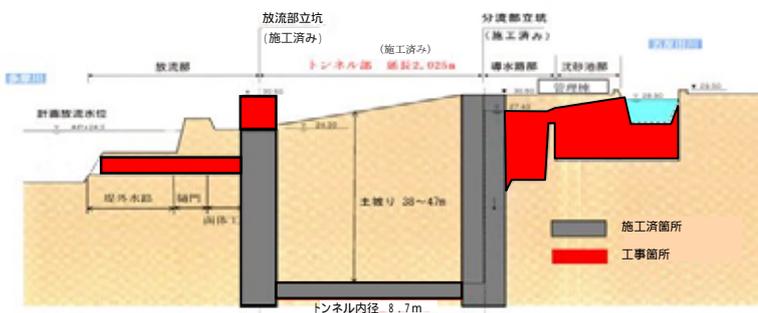
■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



縦断図



トンネル部状況

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用開始）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m
 （うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
 計画高水流量 150 m³/s

○今後の費用の見込み (単位:億円)

事業名称		H26まで	H27予算	H28計画	H29計画	H30計画	H31計画	H32計画	合計
五反田川 放水路 整備事業	事業費	約 165.3	約 14.8	約 19.5	約 21.0	約 25.2	約 16.7	約 17.1	約 279.6
	うち国費	約 49.9	約 3.8	約 5.0	約 5.0	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち県費	約 49.9	約 3.8	約 5.0	約 5.0	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち市費	約 65.5	約 7.2	約 9.5	約 11.0	約 9.2	約 6.7	約 8.1	約 117.2

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

河川管理施設の老朽化対策の推進について

【新規要請項目】

【国土交通省】

■ 要請事項

長寿命化・老朽化対策を着実に推進するための防災・安全交付金の対象を拡大すること、また、大規模河川管理施設機能確保事業の対象要件の緩和、中小河川の維持・修繕に関わる交付金制度を創設すること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約60%に当たる約23kmが、改修後40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっていることから安全面と機能面での改善を図ることが喫緊の課題となっております。
- 本市では、年間約3億円程度の予算で日常の維持管理及び補修工事を行っており、老朽化した河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮しております。
- 河川の維持管理につきましては、河川維持管理計画を策定し計画的に取り組むものとしております。
- 河川管理施設の堤防、護岸等については平成25年6月の河川法の一部改正により維持・修繕に係る内容が規定されましたが、現行の交付金制度には、中小河川の堤防や護岸等を維持・修繕するための要件はなく、適切な維持管理・更新を実施していくため、新たな交付金制度の創設が必要です。

■ 効果等

- 本市における河川の護岸等管理施設は改修後40年以上経過したものが多く、計画的に維持補修・更新することで機能を回復させる等、施設の延命化・トータルコストの縮減を図り河川の安全性を確保します。

川崎の河川



河川整備状況一覧

	河川名	総延長	1960年代 (S35)	1970年代 (S45)	1980年代 (S55)	1990年代 (H2)	2000年代～ (H12)	経過
一級	平瀬川	7,560 m		4,072 m	2,440 m	1,048 m		概ね40年以上
一級	二ヶ領本川	6,060 m		3,391 m	1,485 m	1,174 m	10 m	概ね40年以上
一級	五反田川	1,480 m		100 m	582 m	798 m		概ね40年以上
一級	平瀬川支川	2,330 m		1,071 m	648 m	66 m	535 m	概ね40年以上
準用	五反田川	3,275 m	1,934 m	109 m	1,139 m	93 m		概ね40年以上
準用	三沢川	1,380 m	210 m	0 m	1,020 m	120 m	30 m	概ね40年以上
準用	二ヶ領用水 (宿河原線)	2,200 m			1,780 m	420 m		概ね30年以上
準用	二ヶ領本川 (上河原線)	1,200 m			1,200 m			概ね30年以上
準用	矢上川	2,480 m	1,625 m	855 m				概ね40年以上
準用	有馬川	3,635 m	655 m	2,930 m				概ね40年以上
準用	真福寺川	1,045 m		366 m	679 m			概ね30年以上
準用	麻生川	2,905 m	1,670 m	1,235 m				概ね40年以上
準用	片平川	2,355 m	1,053 m	1,260 m		42 m		概ね40年以上
小計		37,905 m		22,536 m			15,308 m	
補修対象年度割合				59.5 %			40.4 %	

・本市の管理する一級河川及び準用河川において約60%が改修後40年以上を経過している。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区全域における計画的な整備の推進

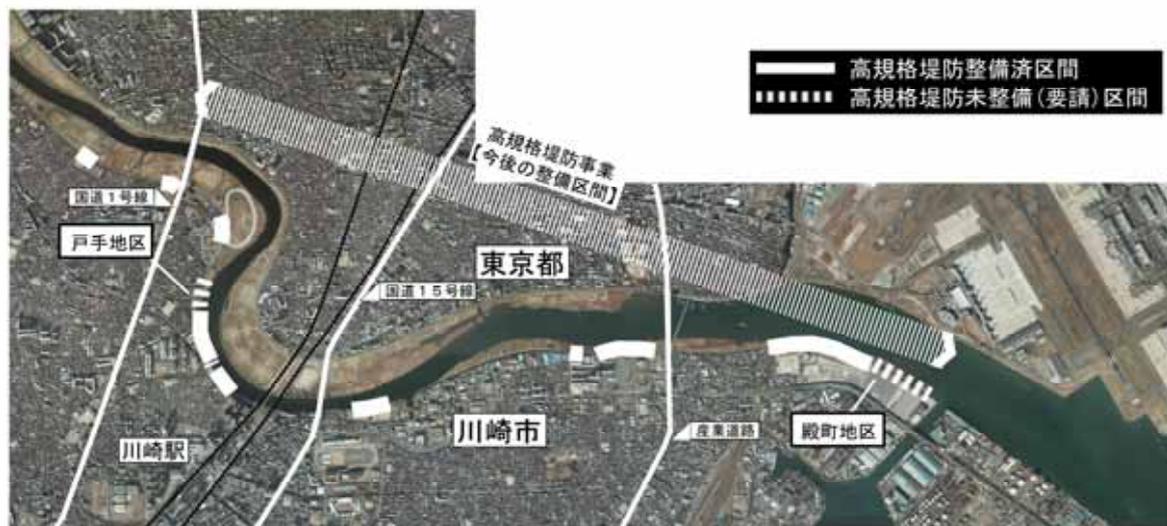
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、羽田空港との近接性等を活かした「国際戦略総合特区」並びに「国家戦略特区」の指定を受け、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積した研究開発拠点の形成を目指しており、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、運河までの全域において計画的な整備を推進する必要があります。

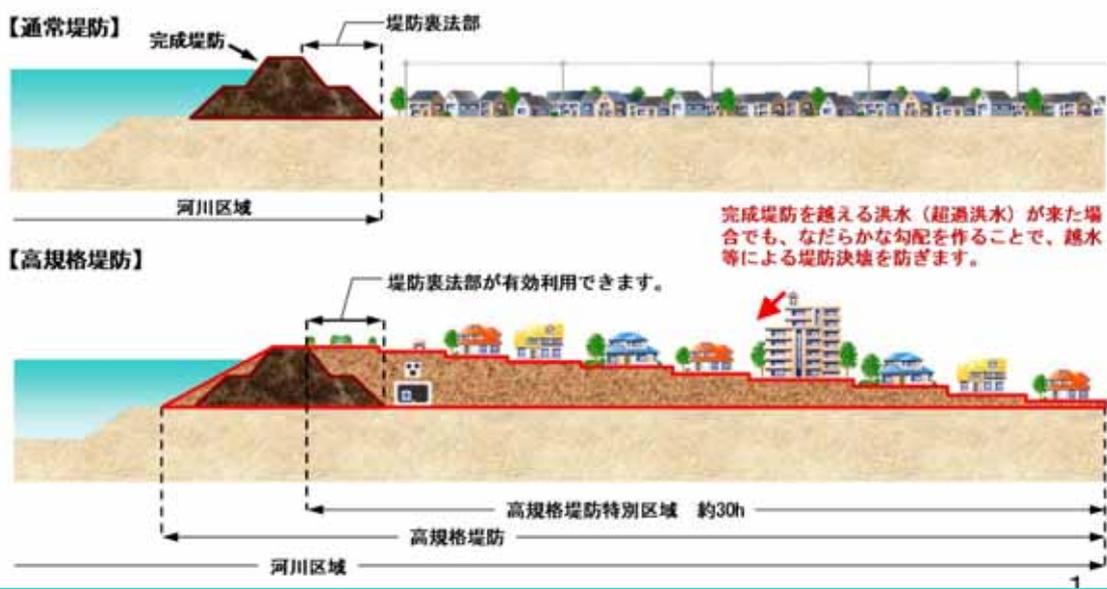
■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3011

創エネ・省エネ・蓄エネの取組推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現及び自立分散型エネルギーシステムの構築に向けて、最先端の技術を取り入れた創エネ、省エネ、蓄エネの総合的な取組がさらに推進されるように、機器の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 2 電力需要などエネルギーに関するデータは、エネルギーの取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、一元に管理され、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、平成 27 年 5 月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、めざす姿として、「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」、「多様な主体が、エネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」を掲げ、多様な主体によるエネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組などを推進していきます。
- 最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 創エネ・省エネ・蓄エネの取組を総合的に推進することにより、低炭素社会の実現に寄与するとともに、エネルギーを効率的に利用し、非常時においてもエネルギー源の確保が可能な自立分散型エネルギーシステムの構築に貢献します。

川崎市エネルギー取組方針の概要

エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「川崎らしい」エネルギーの取組」を推進することとし、2つのエネルギーに関する都市像をめざしていく。

本市の特徴・強み

優れた環境技術・環境産業の集積
環境意識の高い市民等との協働の取組
多種多様なエネルギー供給施設の立地
見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

“川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

最先端の技術を取り入れた
創エネ・省エネ・蓄エネの総
合的な取組を推進する都市

多様な主体がエネルギーの
利用について、自ら考え、行
動する都市

取組の方向性

エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について

【環境省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）の挙動やVOC由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を推進すること。
- 4 PM2.5の主要な原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた推進策を講ずること。

■ 要請の背景

- PM2.5の効果的な対策を検討するためには、PM2.5の様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、大気中の複雑な化学反応で生成される二次生成粒子の影響が大きいことから、この生成機構等を早急に解明する必要があります。また、平成27年3月にまとめられた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて対策を推進する必要があります。
- PM2.5の高濃度に至る発生原因は、国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられます。このため、効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行うとともに、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、現在、国が進めている二国間連携などの取組をより一層推進する必要があります。
- PM2.5の主要な原因物質の一つとなっているVOC対策として、既に欧米において、燃料供給施設側や自動車構造側での燃料蒸発ガス対策が実施されており、また、国内で生産される米国向け輸出車には燃料蒸発ガスの大型回収装置が装着されていることから、我が国においても給油時等における対策を行う必要があります。

PM2.5の対策に関する問題点及び課題

対策に関する現状の問題点等

- 発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていないが、早急に環境改善に資する取組が求められている。
- ⇒ PM2.5に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明すること。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制対策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて対策を推進すること。

越境汚染に関する問題点等

- 大陸からの越境汚染については、実態の解明が不十分であるが、国内への影響が一定程度あると考えられている。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康への影響も懸念されている。
- ⇒ 大陸からの越境汚染の影響を調査するとともに、現在、国内の先進的な環境技術協力を用いた国際的な取組により、越境汚染の改善を図ること。

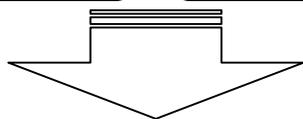
PM2.5対策の取組の現状と国への要望

自治体による取組

- PM2.5の常時監視
- PM2.5の成分分析
- 上記の測定体制の整備
- PM2.5削減対策の検討

広域連携による取組

- 国立環境研究所、地方環境研究所などと連携した広域調査による実態調査
- 発生源解析、高濃度解析等による実態把握
- 対策につながる基礎的資料の蓄積
- 二国間連携による国際的な取組



PM2.5の削減対策に必要な国の対応

- 1 PM2.5の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進する。
- 2 自治体と連携してPM2.5の発生源調査を実施し、必要な財政支援を行う。
- 3 越境汚染対策については、国際的な取組をより一層推進する。
- 4 VOCの排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた対策を推進する。

この要請文の担当課／環境局環境対策部環境対策課

TEL 044-200-2515

／環境局環境対策部交通環境対策課

TEL 044-200-2529

自動車環境対策の推進について

【環境省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎市内、特に臨海部における大気環境改善を図るため、車両代替による低公害・低燃費車の普及促進に向けた財政的支援について、内容を拡充して実施すること。
- 2 環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、更なる誘導策について検討し、一層の交通量・交通流対策を推進すること。

■ 要請の背景

- 川崎市では、昭和 49 年度から二酸化窒素（以下、NO₂）濃度の常時監視を開始し、現在 18 測定局で測定を行っております。平成 25 年度に池上自動車排出ガス測定局（臨海部の産業道路沿道に設置）で環境基準が達成し、初めて全ての市内全測定局で環境基準を達成しましたが、平成 26 年度は、再び池上測定局で環境基準が非達成となったため、2 年連続での達成とはなりませんでした。

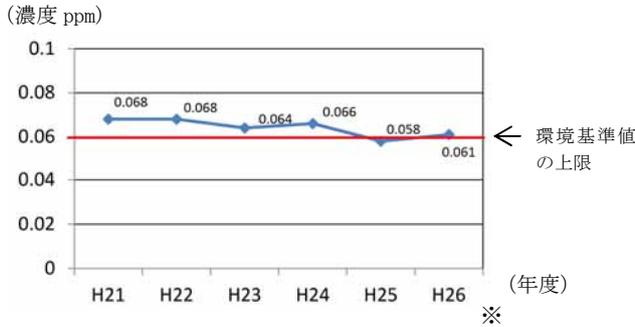
NO₂環境基準を継続的に達成するため、引き続き臨海部の道路沿道における NO₂削減に向けた取組が必要です。さらに、羽田空港の機能強化や川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業などにより、臨海部において交通量の増加が見込まれることから、対策を強化する必要があります。
- 大気環境改善を図るためには、低公害・低燃費車の普及促進が効果的であり、長期規制以前の車両が最新の規制に適合する車両へ代替されることで、窒素酸化物の排出量が約 1 / 7 以下に低減されます。国が平成 26 年度から実施している代替助成においては、当該年度内の見直しにより、事業者あたりの助成台数の制限が撤廃されましたが、一層の車両代替を促進させるため、助成額・中小事業者以外も対象とするなど、内容を拡充して支援することが必要です。
- NO₂環境基準を継続的に達成するため、引き続き産業道路及び周辺道路を走行する車両を他の道路へ誘導することが必要です。そのため、環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、割引額や対象車種の拡大など更なる誘導策を検討し、一層の交通量・交通流対策を推進することが必要です。

NO₂ 環境基準達成・維持継続に向けた現状と課題

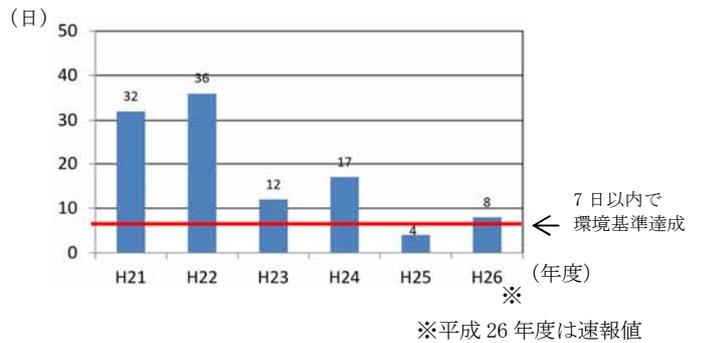
【現状と課題】

- 平成 24 年度：池上測定局のみ非達成。（県内 92 測定局で唯一非達成。）
- 平成 25 年度：池上測定局で初めて環境基準を達成した結果、全測定局で環境基準を達成。
- 平成 26 年度：池上測定局のみ非達成となり、2 年連続で全測定局の環境基準の達成とならなかった。

NO₂ の 1 日平均値の 98% 値の経年推移



NO₂ の環境基準濃度超過日数の推移



NO₂ 環境基準

「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」

環境基準達成の評価

「年間の 1 日平均値の 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」
 (NO₂ の濃度の 0.06ppm 超過日数が 7 日以内であれば環境基準達成と評価される。)

**池上測定局における NO₂ 環境基準を継続的に達成するため
引き続き産業道路を走行する車両からの排出ガス削減に向けた取組が必要である。**

【大気環境改善に向けた本市の取組】

○エコ運搬制度

大気環境の改善及び地球温暖化防止のため、市条例により市内荷主が、運送事業者に対して、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的使用など環境に配慮した運搬（エコ運搬）を要請することを義務付けています。



○産業道路クリーンライン化

産業道路の大気環境改善のため、低公害・低燃費車の優先使用、産業道路から湾岸線等への迂回など市が設定した取組メニューについて、事業者が可能な取組を選択実施することにより、自主的な取組を促進しています。

○交通量・交通流対策の推進

交通環境配慮行動メニューやイベントによる普及啓発など、産業道路を走行する大型車について、湾岸線等の他の道路への転換・誘導を促すための取組を推進しています。



＜環境ロードプライシング＞
 横羽線(---)を走行している車両を湾岸線(—)に転換させる。
 ＜産業道路迂回＞
 臨海部を出入りする市内事業者に対して、産業道路(—)から町夜光線や湾岸線など他道路(—)への迂回を促す。

廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橘処理センターごみ焼却処理施設及び資源化処理施設の建設に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理体制へ平成27年度に移行しました。
- 現在は、休止中の橘処理センターの建替に向け各種手続等を実施しており、計画どおりに建替を推進することが必要です。

■ 費用

- 平成28年事業費

橘処理センター整備事業

- ・ 建設工事発注仕様書作成業務委託（2年契約2年次目）
予定額24,000千円（全額対象事業）
（国費 約 8,000千円）
- ・ 橘処理センター解体撤去工事（3年契約1年次目）
予定額120,000千円（全額対象事業）
（国費 約40,000千円）

橘処理センター整備事業

施設・処理能力

- | | | |
|---|----------|-----------------------------|
| 1 | ごみ焼却処理施設 | 600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉) |
| 2 | 資源化処理施設 | ミックスペーパー 45 t / 5 時間 |

事業年度

- ・平成24年度～平成27年度 環境影響評価手続
- ・平成27年度～平成28年度 建設工事発注仕様書作成
- ・平成28年度～平成30年度 橘処理センター解体撤去工事
- ・平成30年度～平成34年度 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



橘処理センター完成イメージ図

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

放射線安全対策の推進について

【内閣府・厚生労働省・環境省】

■ 要請事項

- 1 市民の安全・安心を図るため、放射線安全対策を推進するとともに、マスメディア等を利用して市民（消費者）に対して放射線に関し、効果的、効率的な広報を実施すること。
- 2 流通食品及び農畜産物の検査に要する費用については、国の全額負担を含め、万全の補償がなされる制度を国において構築すること。

■ 要請の背景

- 本市では、福島第一原発事故由来の放射性物質による環境への影響に対する市民の安全・安心を図るため、大気、水道水や農産物等の検査を継続して実施していますが、国においては、市民の放射線に関する理解を一層深めるため、検査結果の公表に加え、安全・安心を図るための効果的な広報の実施が望まれます。
- 流通食品及び農畜産物の検査に際しては、本市では検査機器を導入して継続的に検査を実施していますが、検査機器の維持管理に要する費用が発生していることから、東京電力による補償の対象とならない検査機器の維持管理等に要する財政措置を含めた国による制度の構築が必要です。

放射線の測定等に関する現状の問題点及び課題

監視体制の継続及び効果的な広報の実施

- 原子力発電所等の事故による放射性物質の漏洩は、広域的に影響を及ぼすおそれがあることから、国において監視体制の継続を図ることや、放射線に関する一層の理解を得ることが重要。
- ⇒ 市民の安全・安心を図るため、放射線安全対策を推進するとともに、効果的な広報を実施すること。

食品中の放射性物質の継続的な検査

国

- 検査対象品目毎の検査計画の策定
- 放射性物質に関する情報をわかりやすく消費者に発信（「なぜ安心か」等）
- 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの実施

自治体（生産地・消費地）

- 生産地の出荷時検査と消費地での流通時検査を実施
- 基準値を超える食品について自治体間の連絡により回収等の措置を実施

地方衛生研究所

- ゲルマニウム半導体検出器など測定機器等検査機器の整備
- 校正用線源の更新等、機器の維持管理

消費者など

- 放射性物質に関する知識の向上
放射性物質の健康影響に関する理解を進めることで、漠然とした不安の解消につながる事が期待できる。
- 食の安心の確保
生産地と消費地の双方による検査を継続することにより、情報の信頼性が高まり、風評被害の防止と食の安心につながる。

消費者の安心につながる検査の継続に必要な支援

- 1 検査機器の維持管理費等の費用の補償
- 2 消費者などに対するマスメディアを活用した広報の充実

この要請文の担当課／環境局環境対策部企画指導課放射線安全推進担当 TEL 044-200-3436

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向け、緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げ取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっております。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっております。
- 本市は首都圏の中心部に位置しており、市域の約88%が市街化区域となっております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっております。

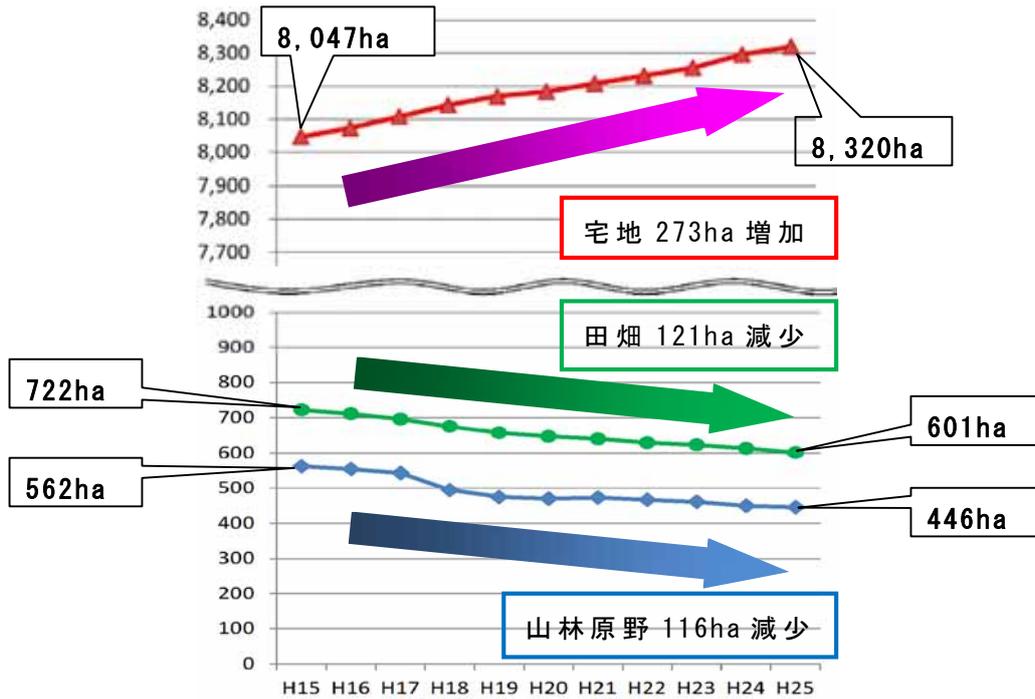
■ 費用

- 平成28年度事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

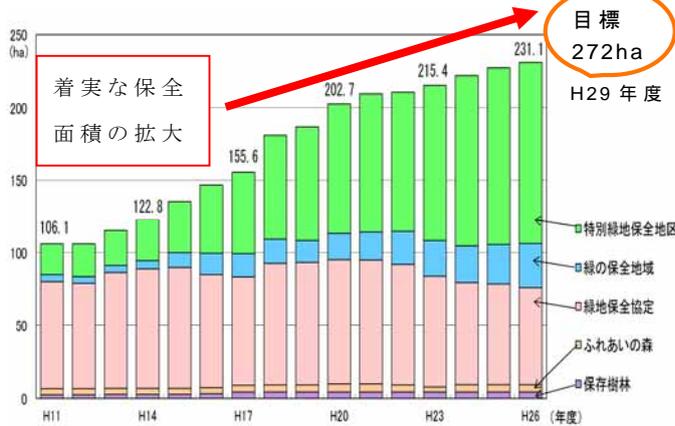
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



市民協働による保全管理活動



里山の風景 (岡上丸山特別緑地保全地区)



緑地保全と斜面安定の両立 (ノンフレーム工法)

この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

■ 費用

- 平成28年度公園緑地整備事業費 約8.7億円（国費約3.5億円）
 - ・用地取得費 約5.0億円（国費約1.7億円）
 - ・整備費 約3.7億円（国費約1.8億円）

■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



生田緑地 初山地区

公園のバリアフリー化



図 川崎市事業位置図

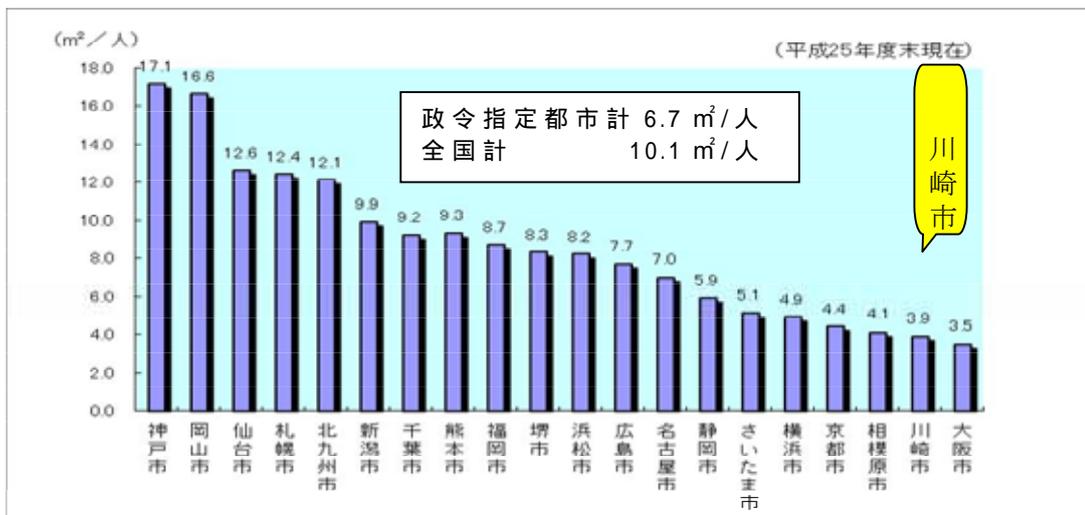


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の広域拠点として位置づけられている小杉駅周辺地区に隣接しており、JR横須賀線武蔵小杉駅の開業や大規模な都市型住宅の供給による人口の増加など、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中で等々力緑地は、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）が完了し、引き続き広域拠点としての玄関口にふさわしい都市景観の形成など、魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、災害時の消防の活動拠点となる硬式野球場を平成28年度から整備するため、事業費の増大が見込まれており、国の財政支援の拡大が必要不可欠となっています。

■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約31.9億円（国費 約12.6億円）

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 利用者の利便性の向上と周辺まちづくりと連携した地域の賑わいの創出



都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場、正面広場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。

< 等々力緑地における防災に関する取組み >

硬式野球場整備
(広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など)

陸上競技場
(広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など)
第2期整備について検討中

硬式野球場イメージ図
H28年度-H30年度整備

正面広場整備
(誘導案内照明など)

第1期整備
平成27年度完了
(メインスタンド)

今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		H27 予算	H28 計画	H29 計画	H30 計画
陸上競技場 第1期整備	事業費	約 1.8	0	0	0
	うち国費	約 0.8	0	0	0
硬式野球場 整備	事業費	約 5.3	約 28.5	約 32.0	約 6.9
	うち国費	約 1.5	約 11.6	約 16.0	約 3.0
正面広場等 整備	事業費	約 2.3	約 3.4	0	約 7.0
	うち国費	約 0.8	約 1.0	0	約 3.5
合 計	事業費	約 9.4	約 31.9	約 32.0	約 13.9
	うち国費	約 3.1	約 12.6	約 16.0	約 6.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

水道施設耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 災害発生時に被害を受けやすい老朽管路の更新を加速し、耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

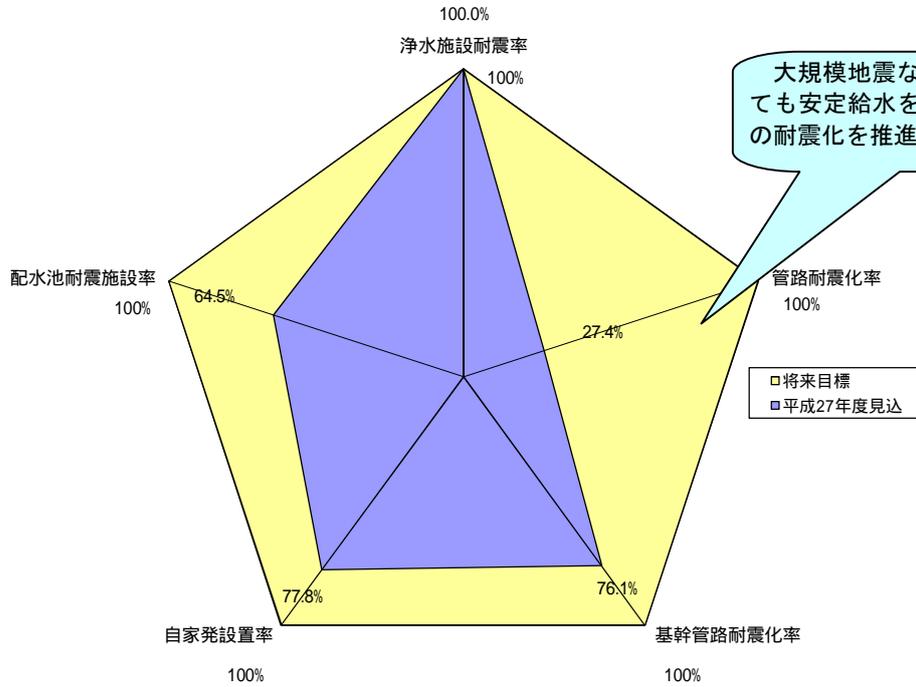
■ 要請の背景

- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造された配水池などの基幹施設は、老朽化が進行し、耐震性が課題となっており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持し、耐震化を推進することが必要です。
- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続させるため、老朽管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、所要の財政措置等が必要です。

■ 費用

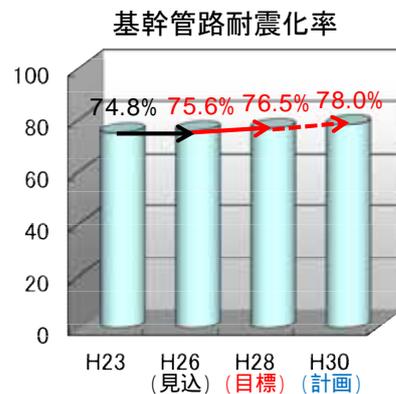
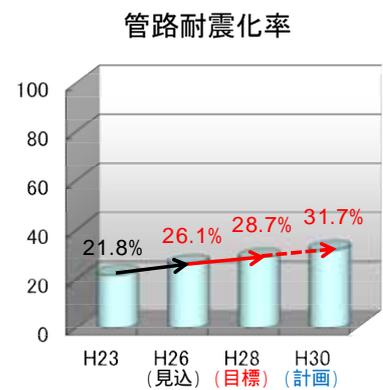
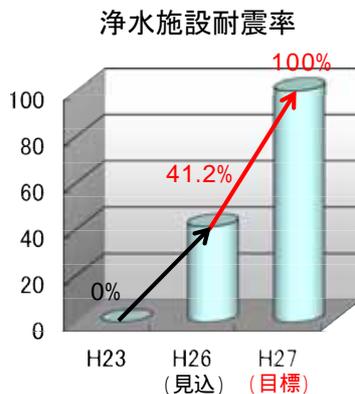
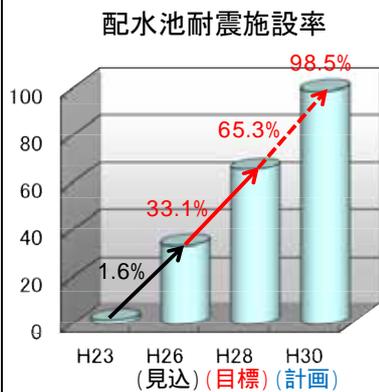
- 平成28年度計画事業費 約55億円（国費 約1.4億円）

川崎市水道事業の計画と現状



大規模地震などの災害時においても安定給水を確保するため管路の耐震化を推進する必要がある。

川崎市水道事業の現状と中期計画目標値



厳しい雇用情勢の下における就労自立支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 正規雇用や長期的な雇用につながる新たな交付金制度を創設し、所要額を確保すること。また、実施主体が利用しやすいスキームとし、事業実施に向けた準備期間が確保できるようにすること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的にニート等の若者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化し、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置すること。

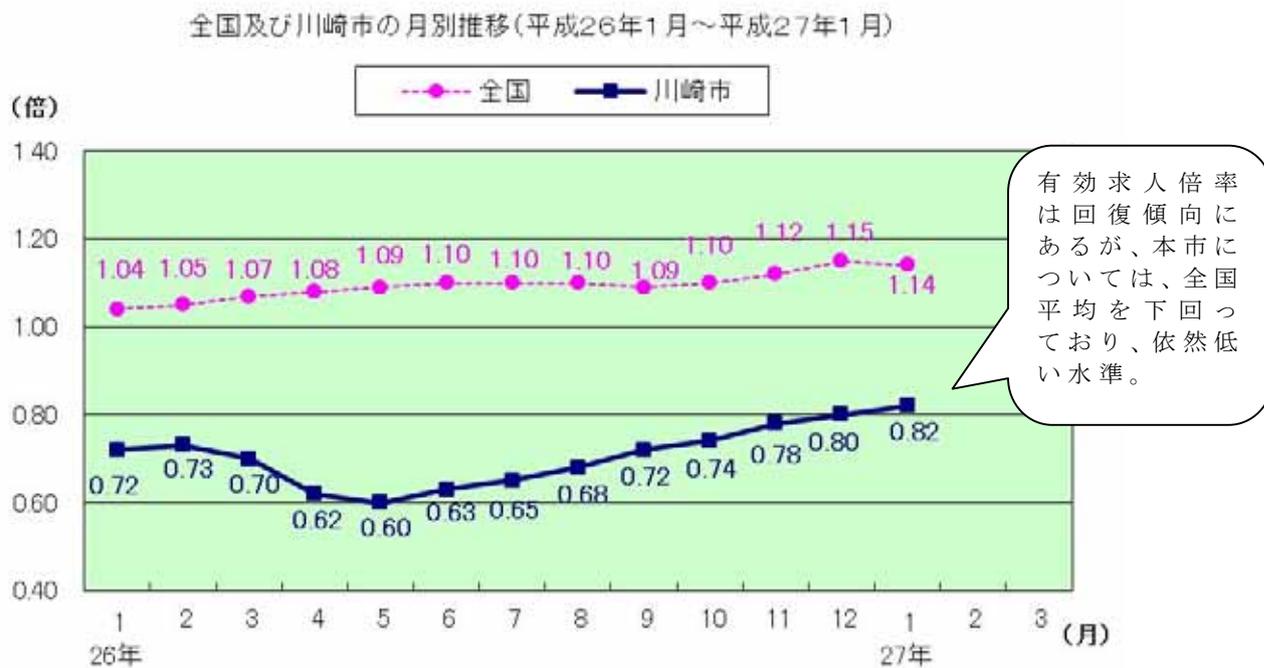
■ 要請の背景

- 雇用情勢については、持ち直しの動きが見られるものの、本市においては、有効求人倍率が全国のを大きく下回るなど、依然として厳しい状況が続いております。
- 緊急雇用創出事業については、平成26年度に原則として終了となりましたが、若者の未就職者や非正規雇用、雇用のミスマッチなどの課題に対応するために、地域の実情に即した柔軟な運用が可能であり、年度当初から事業を開始できる準備期間を十分確保できる雇用創出事業が必要となっています。
- 若年無業者数が全国で79万人と推計されるなど深刻な状況にあり、個々に対応した継続的な支援が必要ですが、地域若者サポートステーションの運営において、国からの委託が単年度であり、安定的かつ発展的な運営体制の構築は困難な状況となっています。
- 「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、若者を社会とつなげる方策として極めて重要であり、全国的な課題に対応し成果を上げるため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

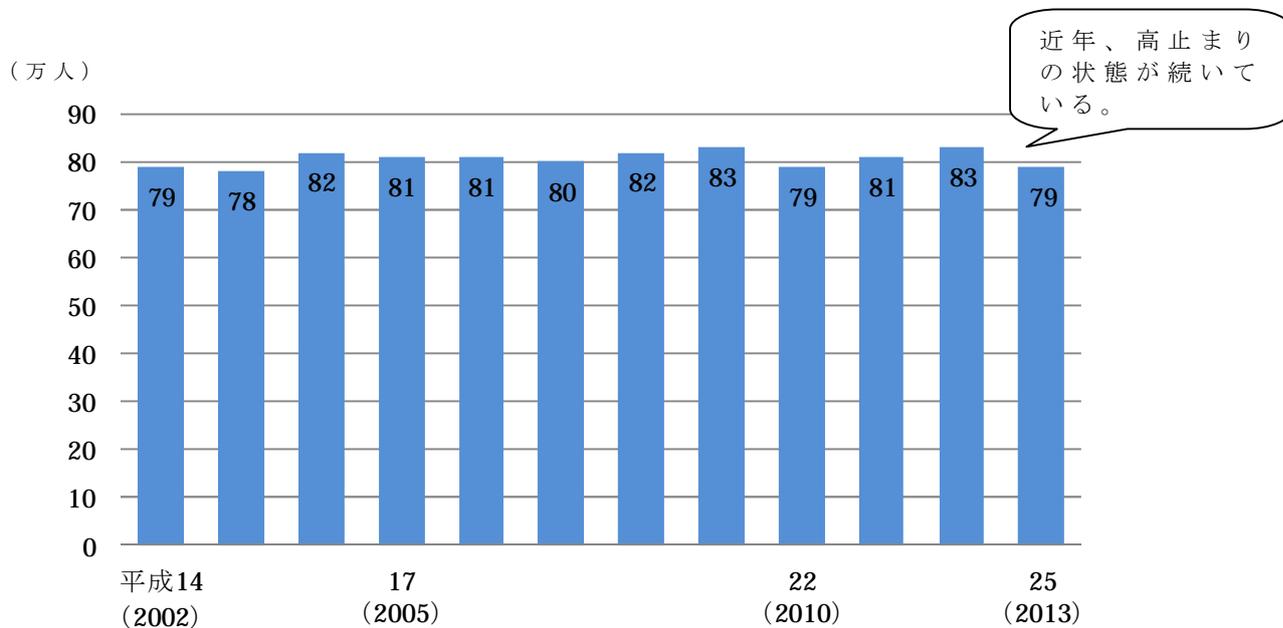
- 安定した就労や社会保障制度などのセーフティネットによって自立した者がその支え手となることで、持続可能な相互扶助社会を安定的に構築することができます。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、若年者層が安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 有効求人倍率（全国・川崎市）



※ 川崎市のデータには、横浜市鶴見区を含む。

2 若年無業者数の推移（全国）



(出典) 総務省「労働力調査」

※ 1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

※ 2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

道路・橋梁整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備事業に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 東京都と横浜市の間に位置し南北に細長い本市の地理的特性から、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、臨海部から丘陵部に向けた市域縦断方向の交通軸の機能強化が課題となっており、都市の骨格を形成する幹線道路である国県道の整備が必要です。
- 拠点開発の進展が著しい小杉駅周辺地区では、沿道商店街を形成する国道409号の整備を進めており、快適で賑わいのあるまちづくりの創出に向け、沿道と一体となった面的な道路整備が求められています。
- 近年、社会問題となっている通学路の安全対策やインフラの老朽化対策は、本市においても推進が急務であり、生活道路の安全確保を早期に図るとともに、高度成長期に整備された橋梁や歩道橋、道路照明など道路施設の補修や更新が順次必要となっています。

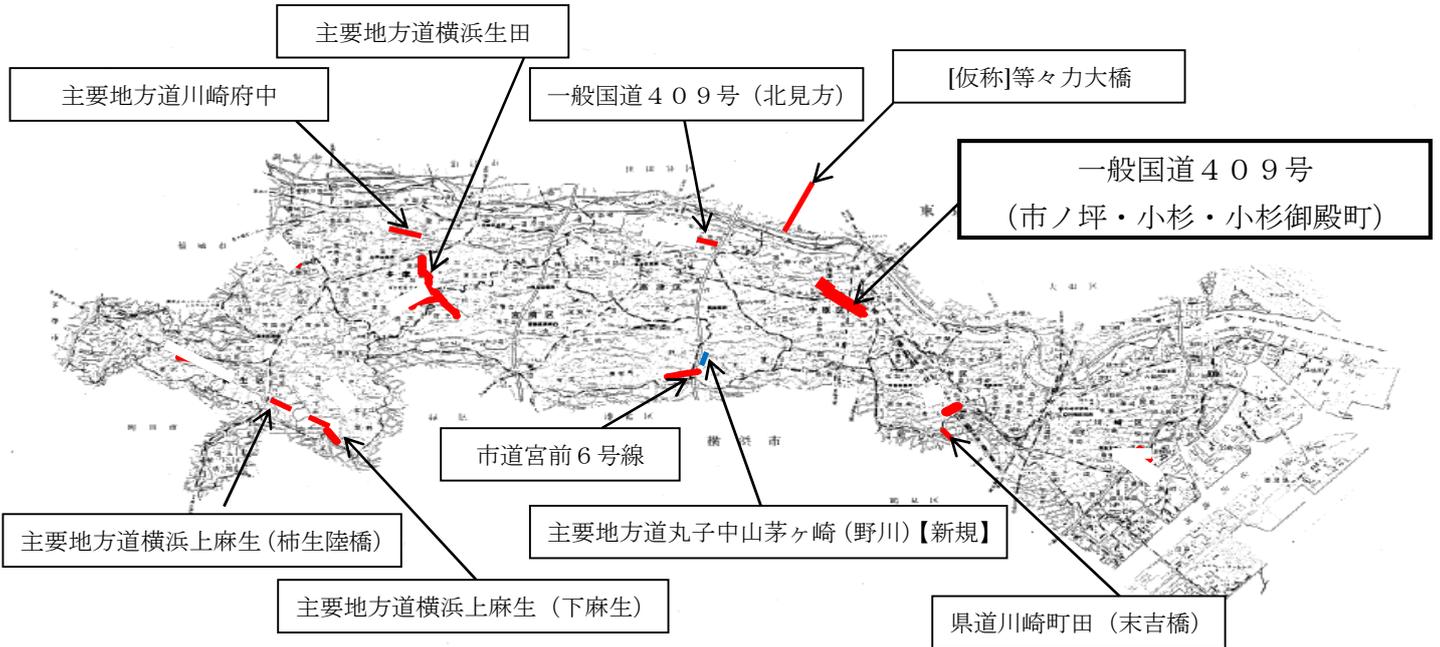
■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約61億円 (国費 約33億円)
 - ・ 道路改修等 約52億円 (国費 約28億円)
 - ・ 橋梁長寿命化 約3億円 (国費 約2億円)
 - ・ 道路施設補修費等 約6億円 (国費 約3億円)

■ 効果等

- 主要幹線道路の整備推進に伴う交通渋滞等の緩和
- 安全で快適な通行空間の確保
- 道路施設の長寿命化や更新による市民生活の安全の確保

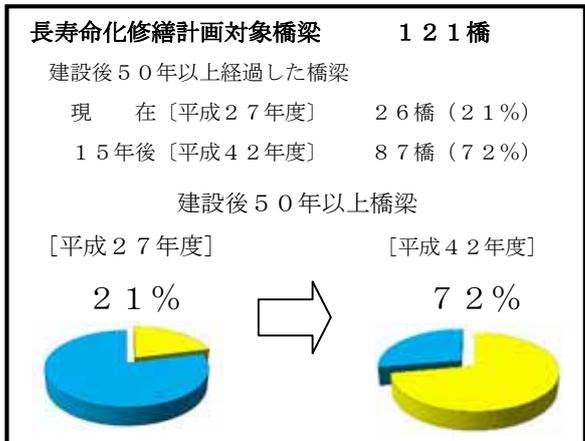
主な道路・橋梁事業



小杉駅周辺地区と国道409号と等々力緑地



[仮称] 等々力大橋イメージ図



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

街路整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

街路の整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 全国的には少子高齢化の進行による人口減少社会が到来する中、首都圏の中心部に位置する本市においては、人口の都心回帰や都市再生の取組などにより、人口が引き続き増加し、本市に関連する自動車交通もしばらくの間は微増傾向を示すものと想定しております。
- 市内の幹線道路網においては、このような交通需要への確に対応させながら都市や経済の活動を支え、都市機能全体を向上させていくことが課題となっており、これまでも市民との道路整備に関する合意形成や、事業の重点化により効率的・効果的な整備を進めてまいりました。
- しかしながら、本市の都市計画道路は、平成26年3月31日現在の計画道路延長に対する整備進捗率が70%（図1参照）と未だ低い水準にあり、効率的な都市経済活動を支え、都市拠点の交通機能強化や魅力ある都市環境の形成を図るためには、今後も着実に整備を推進する必要があります。

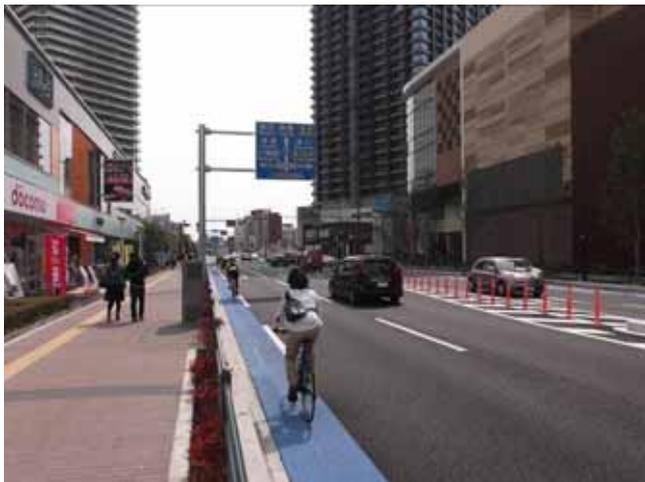
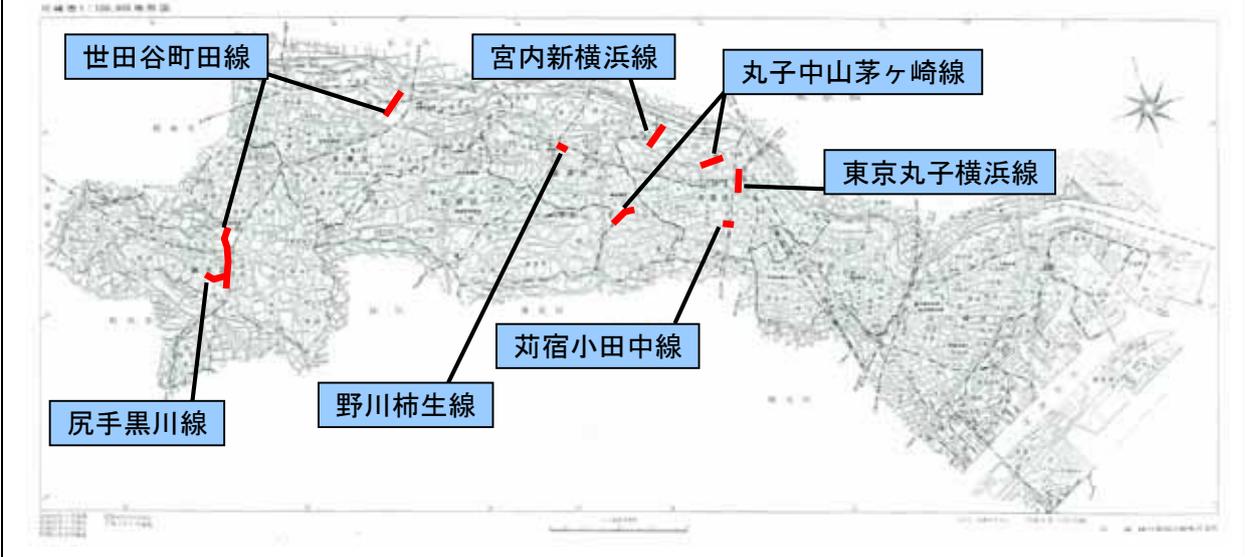
■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約58億円 （国費 約32億円）

■ 効果等

- 安全で快適な通行空間の確保
- 渋滞緩和等自動車交通の円滑化の促進
- 地域の防災性の向上

川崎市の主な事業中の街路

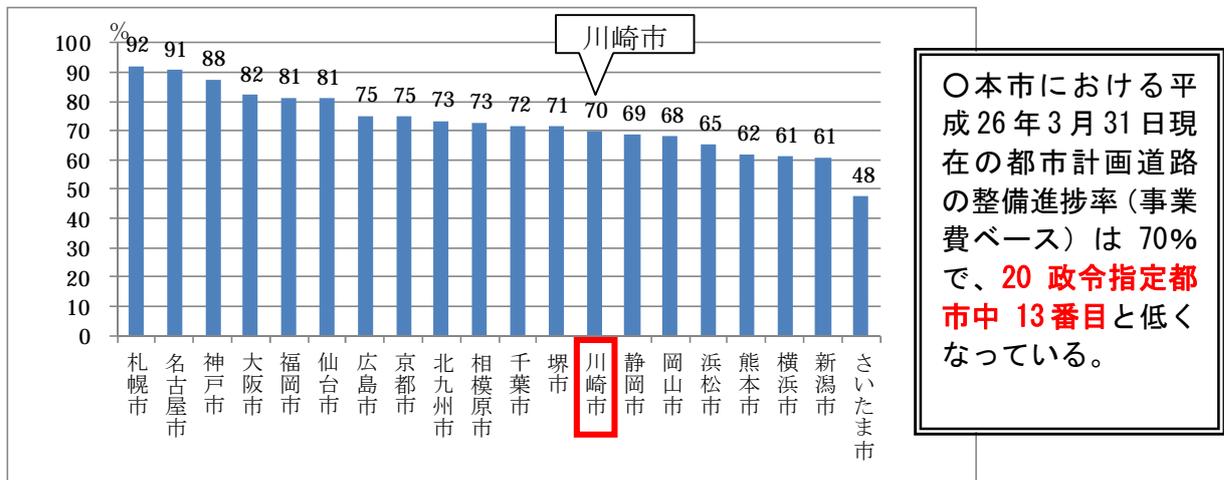


東京丸子横浜線（自転車専用通行帯と併せた整備）



野川柿生線(溝口駅南口広場)のイメージ図

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率（平成26年3月31日現在）



都市計画道路整備状況調査より

この要請文の担当課 / 建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について

【新規要請項目】

【国土交通省】

■ 要請事項

中央新幹線計画の着工に伴い非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の掘削残土の搬出が予定されているが、道路交通への影響を低減させるため、早期に周辺道路の整備を促進する必要があることから、幹線道路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 中央新幹線計画では、川崎市内の中原区等々力から麻生区片平まで全区間が大深度地下トンネル構造で、かつ5カ所の非常口工事が予定されています。
- 非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の大量な掘削残土の搬出が予定されており、工事用車両の通行による道路交通への影響が懸念されています。
- JR東海が行った環境影響評価の結果では、交通混雑について主要な交差点の需要率は0.9以下に収まり、道路への影響は少ないと評価されていますが、市内5カ所のうち中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺には、未完成の幹線道路が多く、道路交通への影響を低減させることが急務となっています。
- このため、特に中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺の幹線道路を早期に完成させる必要があります。

■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約78億円 (国費 約43億円)

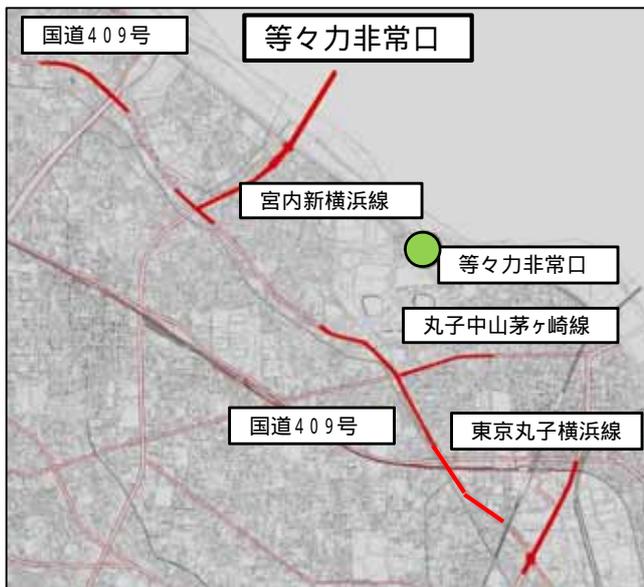
■ 効果等

- 非常口周辺の通行環境の改善
- 自動車交通の円滑化の促進

非常口等予定地



等々力・片平非常口周辺都市計画道路



中央新幹線スケジュール

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
リニア中央新幹線整備 (品川・名古屋間)	----->												
中原区等々力非常口等整備		----->											
麻生区片平非常口等整備		----->											

中央新幹線(東京・名古屋)環境影響評価書(平成25年9月)

非常口の着手時期については完成時期より想定

この要請文の担当課/建設緑政局計画部企画課 TEL044-200-2769

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 連続立体交差事業において、今後増大する必要な財源を十分に措置すること。
- 2 京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施行するため多額の事業費を必要とすることから、計画的な事業執行に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て、事業に着手しました。
- 現在、臨海部では殿町3丁目地区における国際戦略拠点(キングスカイフロント)など都市拠点の形成が進んでおります。京浜急行大師線や周辺道路は、こうした拠点を支える重要な交通基盤となっていることから、踏切における交通渋滞や事故、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化等が喫緊の課題となっています。
- これらの課題を解決し、早期に事業効果を発揮させるため、1期①区間(小島新田～東門前)の工事を推進していますが、併せて、1期②区間(東門前～鈴木町)の整備を行うため、事業費の増大が見込まれています。

■ 費用

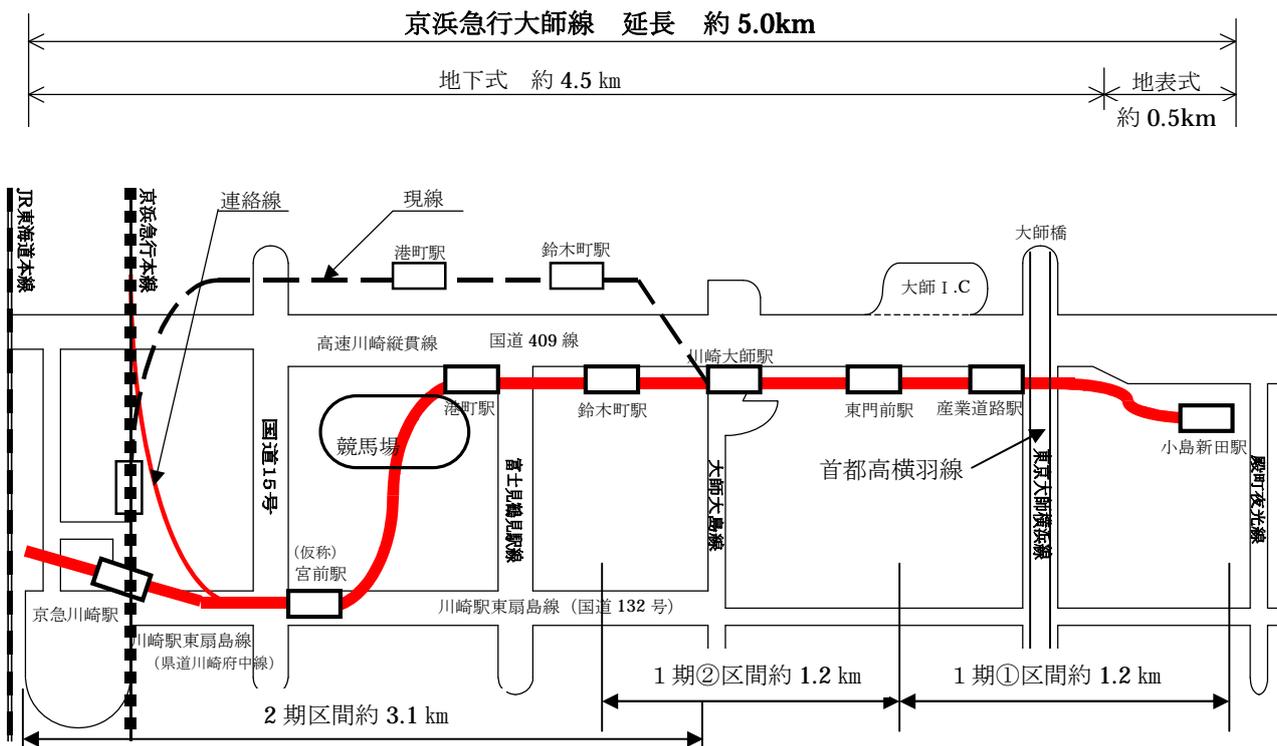
- 総事業費：約1,470億円
(平成28年度計画事業費 約63億円(国費 約34億円))
- 補助対象事業費：約1,368億円
- 費用便益(B/C)：1.03(平成24年度再評価実施)

■ 効果等

- 14箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

①事業概要図



②諸元

- 計画区間 京急川崎駅～小島新田駅
- 計画期間 平成5年度～平成27年度（事業認可延長予定）
- 総事業費 約1,470億円（国費約732億円、市費約658億円、鉄道事業者負担額約80億円）
- 補助対象事業費 約1,368億円（小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額、鈴木町駅～京急川崎駅については、現線高架想定額に対する補助対象額）
- 事業の概要
 - 延長 計画線 約5km
（地下式 約4.5km、地表式 約0.5km）
 - 連絡線 約0.9km
（地下式 約0.5km、地表式 約0.4km）
 - 除却踏切数 14箇所
 - 駅数 8駅（新駅1駅含む）

③立体方式

高架式の場合は、既に高架化されている国道15号や首都高速横羽線との交差部が高高架となることや、ルートの一部が競馬場や市街化が著しい区域となることから、地下式としています。



J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（尻手駅から武蔵小杉駅間）連続立体交差化の早期実現に向け、連続立体交差事業、及び関連都市基盤について、都市計画決定等の法手続きの調査・検討に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- J R南武線は川崎駅から立川駅間を結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤であります。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の形成が進んでいますが、一方で、踏切に起因する国道409号や大田神奈川線などの渋滞といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 平成26年度に着手した事業調査において、地質調査、測量、基本設計、沿線まちづくりなどの検討を進め、平成27年度末には概略設計が完了する予定です。
- 平成28年度からは、連続立体交差化の早期実現に向けて、計画段階評価や都市計画決定等の法手続きを進めていく必要があります。

■ 費用

- 計画事業費 約2.5億円（平成28年度）
約8.4億円（平成28年度～30年度）

■ 効果等

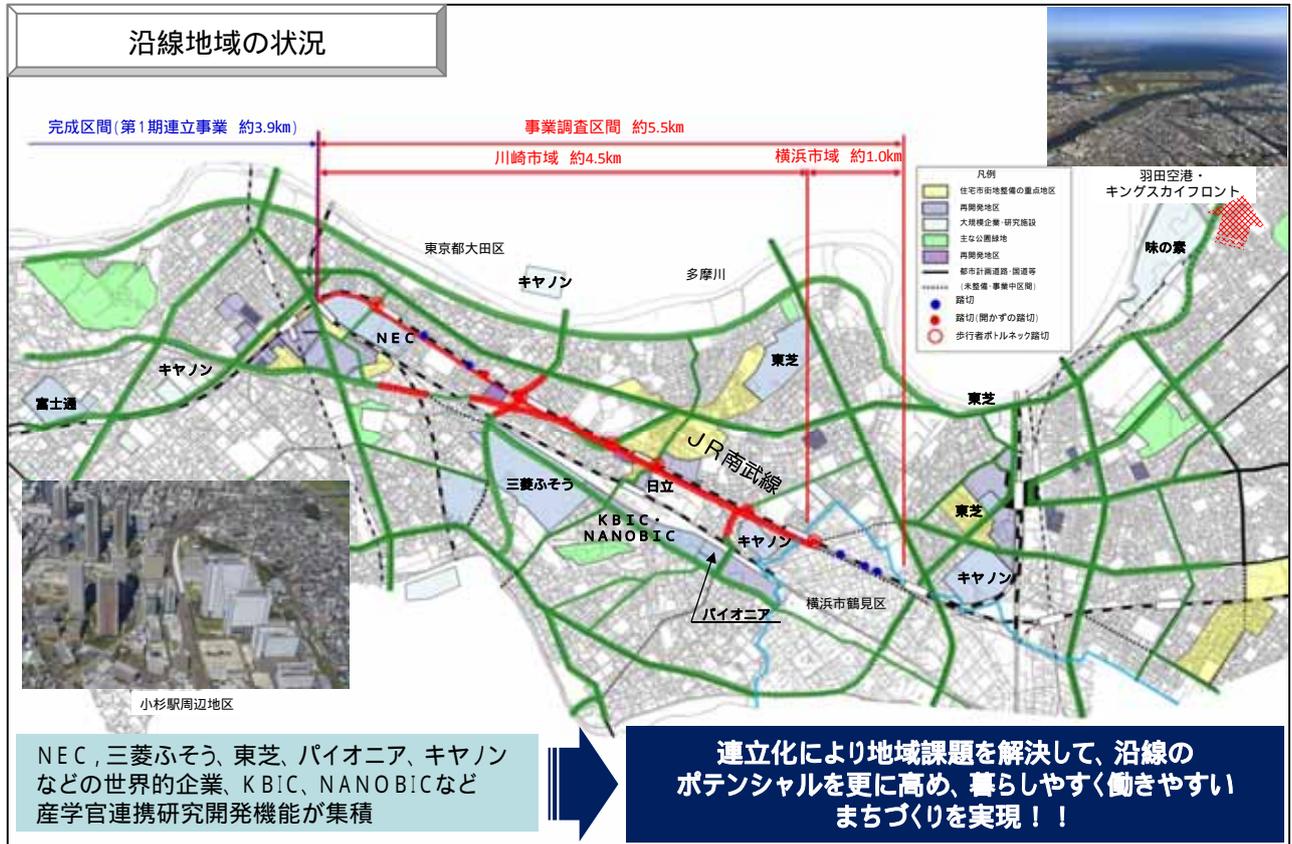
- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保

事業の概要

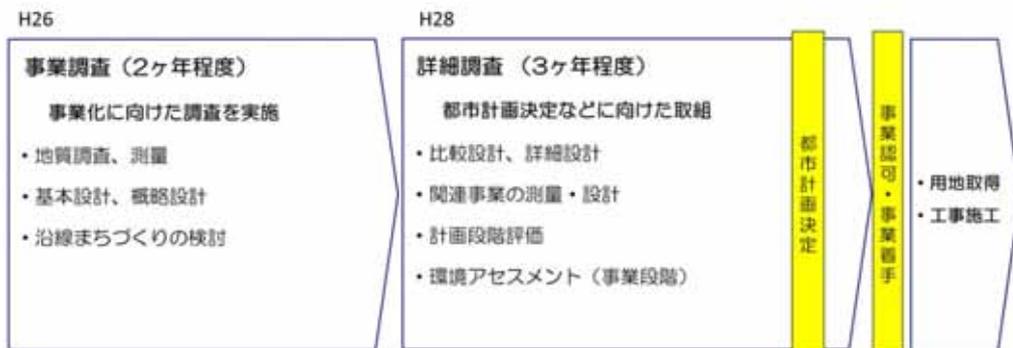
調査区間
尻手駅～武蔵小杉駅間
(延長 約5.5km)

区間の踏切
13箇所
(緊急対策踏切: 8箇所)

その他
交差道路等5路線
駅前広場の拡充等



■ スケジュール



連続立体交差事業の関連事業について

【新規要請項目】

【国土交通省】

■ 要請事項

連続立体交差事業と併せて整備を行う「鉄道交差道路（縦抜き道路）」を連続立体交差事業の関連事業として位置付け、事業認可以前の検討段階から、社会資本整備総合交付金の交付対象とすること。

■ 要請の背景

- 都市に数多く存在する踏切は、渋滞や事故の原因となるだけでなく、線路が市街地を分断することで、一体的なまちづくりを阻害しています。
- こうした課題の解消を目的として、本市では、道路交通の円滑化や地域の生活利便性の向上などを目指し、JR南武線の連続立体交差化に向けた取組を進めております。
- 連続立体交差事業の効果を最大限に発揮させるためには、事業調査において連立本体とまちの骨格となる道路の測量・設計を一体的に行うことが必要であり、検討事項も多く、多額の費用を要することから、関連側道については国庫補助金を活用した調査が制度化されています。
- しかしながら、現在の制度において、関連側道以外の「鉄道交差道路」の設計などについては、事業認可以前に補助金を活用することは認められておりません。
- 補助金の導入により、「鉄道交差道路」の設計などが事業認可以前に可能となれば、連続立体交差事業と一体的な計画検討が実施できます。
- したがって、「鉄道交差道路」を連続立体交差事業の関連事業として位置付け、連続立体交差事業と同様に事業認可前の検討段階から、社会資本整備総合交付金の交付対象とするよう制度改正を要請するものです。

関連都市基盤整備の重要性

現在の制度
(認められている内容)
事業認可前の検討段階における関連側道の設計等

(認められていない内容)
連立と関連側道以外の「鉄道交差道路」の設計等

連続立体交差事業に併せて、関連都市基盤整備を進めることが沿線のまちづくりの推進に重要



側道だけでなく、鉄道と交差する道路の検討についても、連立本体と併せて進めて行くことが必要

連続立体交差化と併せた交差道路の整備事例

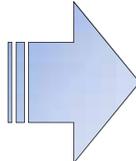
【JR南武線の整備事例】

JR南武線連立 期事業
(武蔵小杉駅～第3京浜高架下間)
丸子中山茅ヶ崎線 中山街道踏切

連立化に併せて「鉄道交差道路(縦抜き道路)」を整備することにより、事業効果が地域全体に発現



事業前



事業後

連続立体交差事業に併せたまちづくり(事業調査で検討できる事例)

- ・連続立体交差事業を契機に進めるまちづくりによる地域の魅力向上(駅前広場整備)
- ・高架下空間の活用
- ・駅舎等のバリアフリー化による公共交通機関の利便性及び安全性向上



川崎駅東口駅前広場



茶々なかまち保育園(中原区)

この要請文の担当課/建設緑政局計画部企画課 TEL044-200-3499

川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 川崎縦貫道路Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路東名以南との一本化を含め幅広く検討を進め計画の具体化を図ること。また、東名以南の計画について、早期に検討の場を設置すること。
- 3 大師ジャンクション以西の国道409号の街路整備に必要な財政措置を講ずること。また、川崎大師駅周辺について、鉄道との交差形状の早期改善を図るとともに、駅前の広場空間を含めた整備計画の具体化を図ること。

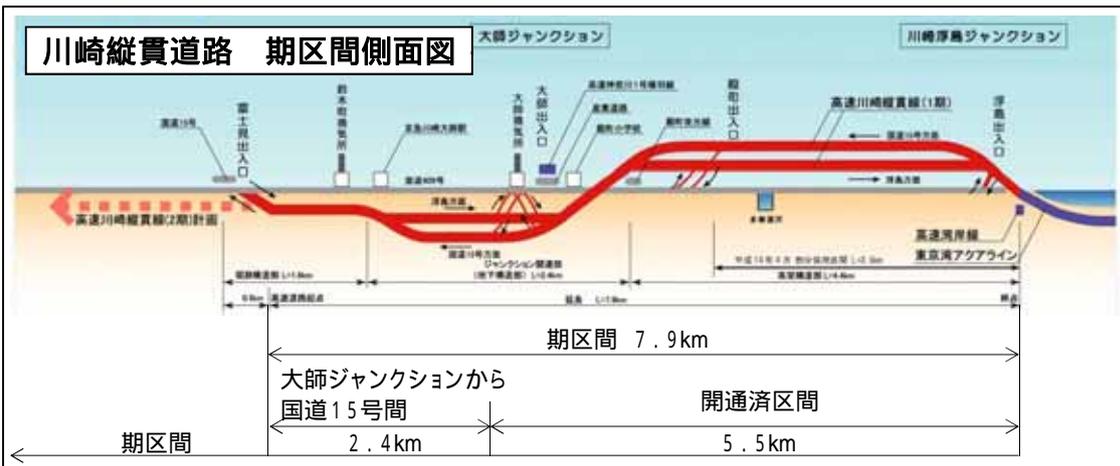
■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な交通ネットワークの形成及び市内の交通混雑の解消や沿道環境の改善にも寄与し、災害時には本市臨海部に位置する基幹的広域防災拠点からの物資輸送を支える高速道路ネットワークの一つとして重要な役割を担うものです。
- 川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、外環道東名以南との一本化を含めた幅広い検討を進め、早期に計画の具体化を図る必要があります。また、平成24年9月には国土交通大臣が「東名以南の計画について、関係者との検討の場を立ち上げたい」と公表したことから、早期に検討の場を設置する必要があります。
- Ⅰ期事業の大師ジャンクション以西については、平成17年8月に国が示した対応方針により整備が先送りされており、工事再開までの当面の措置として国道409号の街路整備、川崎大師駅前の広場空間および川崎駅周辺の交通円滑化に向けた整備計画の具体化が挙げられています。特に、国道409号の街路整備については、地元経済団体や住民組織などからも早期整備完了を求められていることから、予算を集中的に配分し、整備を推進する必要があります。
- 川崎大師駅周辺については、変則的な鉄道との交差形状により、国道409号の下り車線数が減少するなど、円滑な交通が妨げられていることから、早期に改善を図る必要があります。

■ 効果等

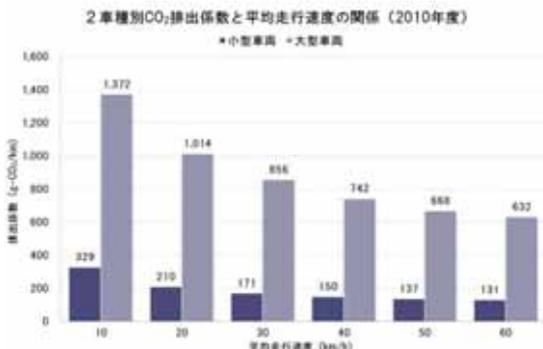
- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の削減

都市機能強化・交通混雑解消・災害時の輸送路・沿道環境改善等に向けて、市の骨格となる川崎縦貫道路の早期整備が不可欠



川崎縦貫道路の整備により、地球温暖化に起因するCO₂・NO_x・SPM排出を抑制

渋滞減少に伴う平均走行速度の向上により、CO₂排出量が減少



出典: 国土総合研究所

「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」から作成

川縦 I 期整備により、自動車排出物質量の大幅削減が可能

二酸化炭素(CO₂) 年間約6,000t削減



等々力陸上競技場約160個分の森林が年間に吸収する量に相当

窒素酸化物(NO_x) 年間約9t削減

浮遊粒子状物質(SPM) 年間約0.2t削減

出典: 首都高速道路株式会社「平成21年度 事業評価監視委員会」

この要請文の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

料金体系の整理・統一に際し、利用者にとって大幅な負担増とならないよう、値上がりとなる区間については激変緩和措置を講じること。また、割引制度については、現行の割引内容とその効果を十分に検証し、必要となる割引を料金体系に反映すること。

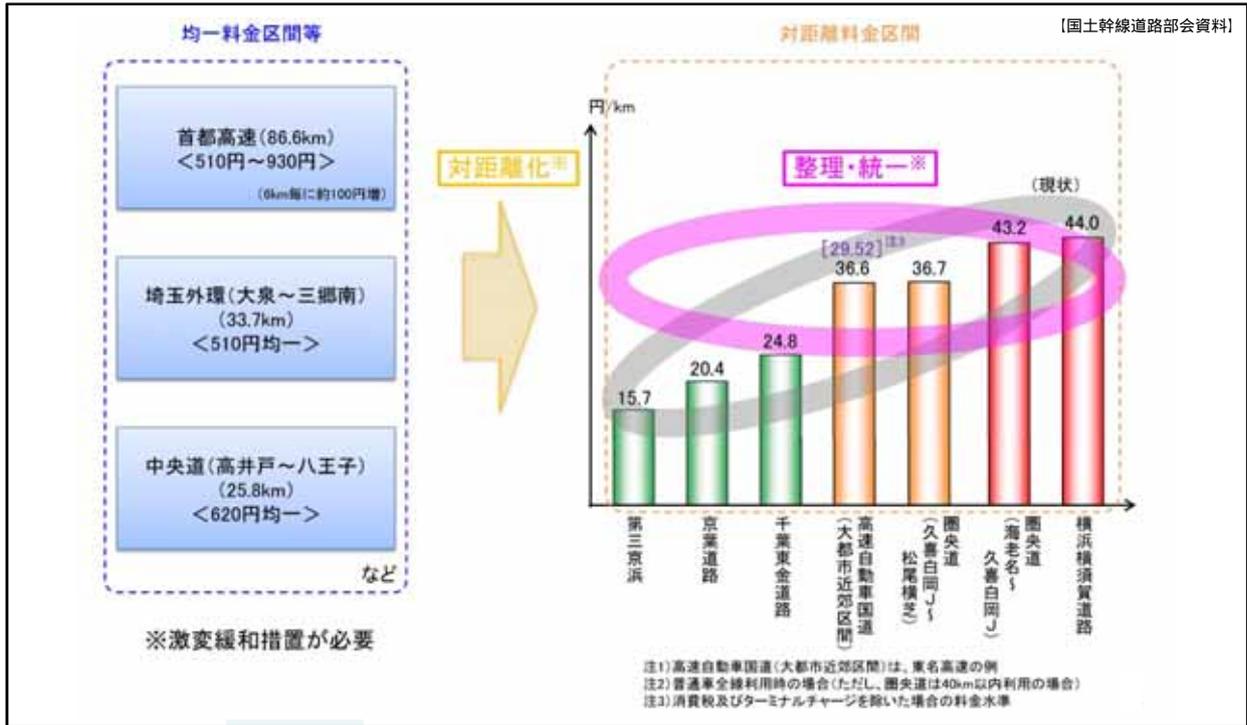
■ 要請の背景

- 料金体系の整理・統一は、料金水準が高い圏央道等の料金が下がるなど、首都圏全体の道路ネットワークを最大限活用するために有効な施策です。これにより、交通が適切に分散され、都心部の高速道路及び一般道路の混雑が緩和される見込みであり、本市においても、移動・輸送時間の短縮等の効果が期待されます。
- しかしながら、上限料金が設定されている首都高速道路や料金水準が低い第三京浜道路などについては、料金の負担が大幅に増えることが想定され、一般道への交通転換が懸念されることから、激変緩和措置が必要です。
- 本市は、交通渋滞の緩和及び沿道環境の改善、国家戦略特区・国際戦略総合特区の機能強化や活性化の支援といった観点から、現在実施されている環境ロードプライシングや羽田空港アクセス割引の実施などは有効な施策であると考えますので、料金体系の整理・統一に際しては、現行の割引内容とその効果を十分に検証し、必要となる割引制度の反映が必要です。

■ 効果等

- 交通が適切に分散され、移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用により一般道の渋滞が改善
- 平均旅行速度の向上に伴い二酸化炭素、窒素酸化物が削減され、沿道環境が改善

料金体系の整理・統一

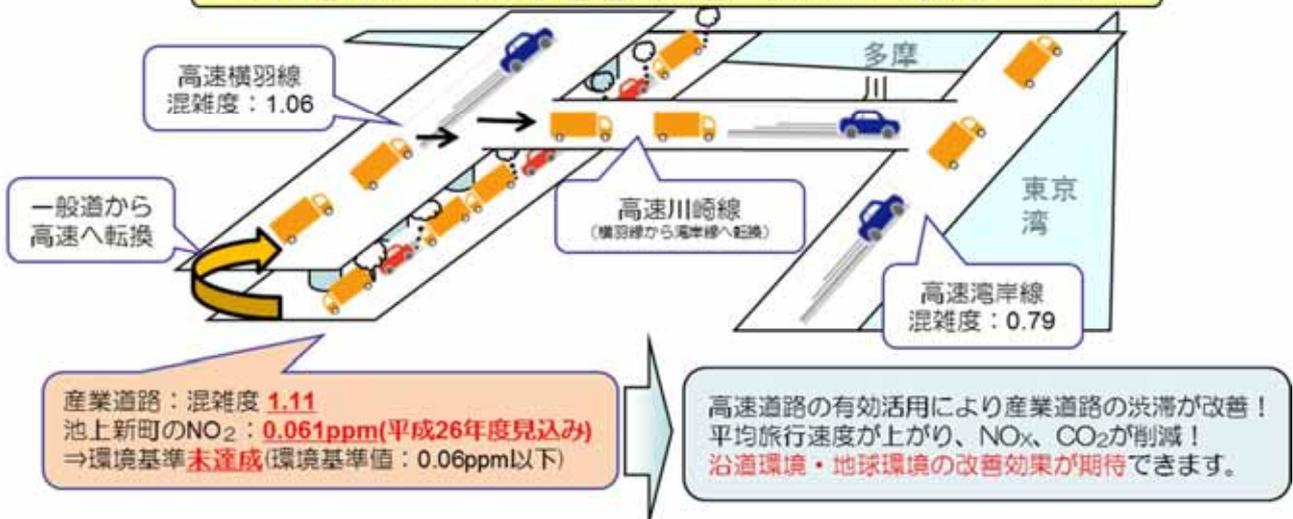


市内産業道路の交通状況

●東京・横浜方面の交通が集中し、渋滞が発生！！

(平成22年度センサス)	大型車交通量 (平日24時間)	混雑度	混雑時平均 旅行速度(下り線)
産業道路	15,753 台	1.11	17.0 km/h
首都高速横羽線	17,436 台	1.06	72.6 km/h
首都高速湾岸線	29,973 台	0.79	85.9 km/h

料金割引により産業道路の交通を横羽線、湾岸線へ転換



この要請文の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL044-200-2039

広域鉄道ネットワークの形成促進について

【国土交通省】

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの形成の促進に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークの形成が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- また、武蔵小杉をはじめとした内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれる一方、臨海部は、国際戦略総合特区に指定される等、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域となっており、最先端技術を持つ企業の立地が急速に進み、従業員人口や研究者等の来訪者が増加しているため、公共交通機関の充実や、羽田空港へのアクセス強化が一層求められています。
- 本市では、総合都市交通計画の中で、「将来目指すべき鉄道ネットワーク」を具体的に掲げ、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 同計画に位置付けられている路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークを形成し、広域的な都市間連携強化や拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。

■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの形成により、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化されるとともに、首都圏における都市間連携の強化等により、都市機能の向上が図られ、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク形成事業の取組時期

(川崎市総合都市交通計画)



〔 広域鉄道ネットワークの形成 〕

川崎市総合都市交通計画

本市の交通政策の目標

- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③災害に強い交通環境の整備
- ④地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間連携強化
 - ・拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサル化の推進
 - ・地域(交通)分断の解消
- ③ 耐震性の向上
 - ・リダンダンシーの向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進

広域鉄道ネットワークの形成促進

この要請文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

川崎駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

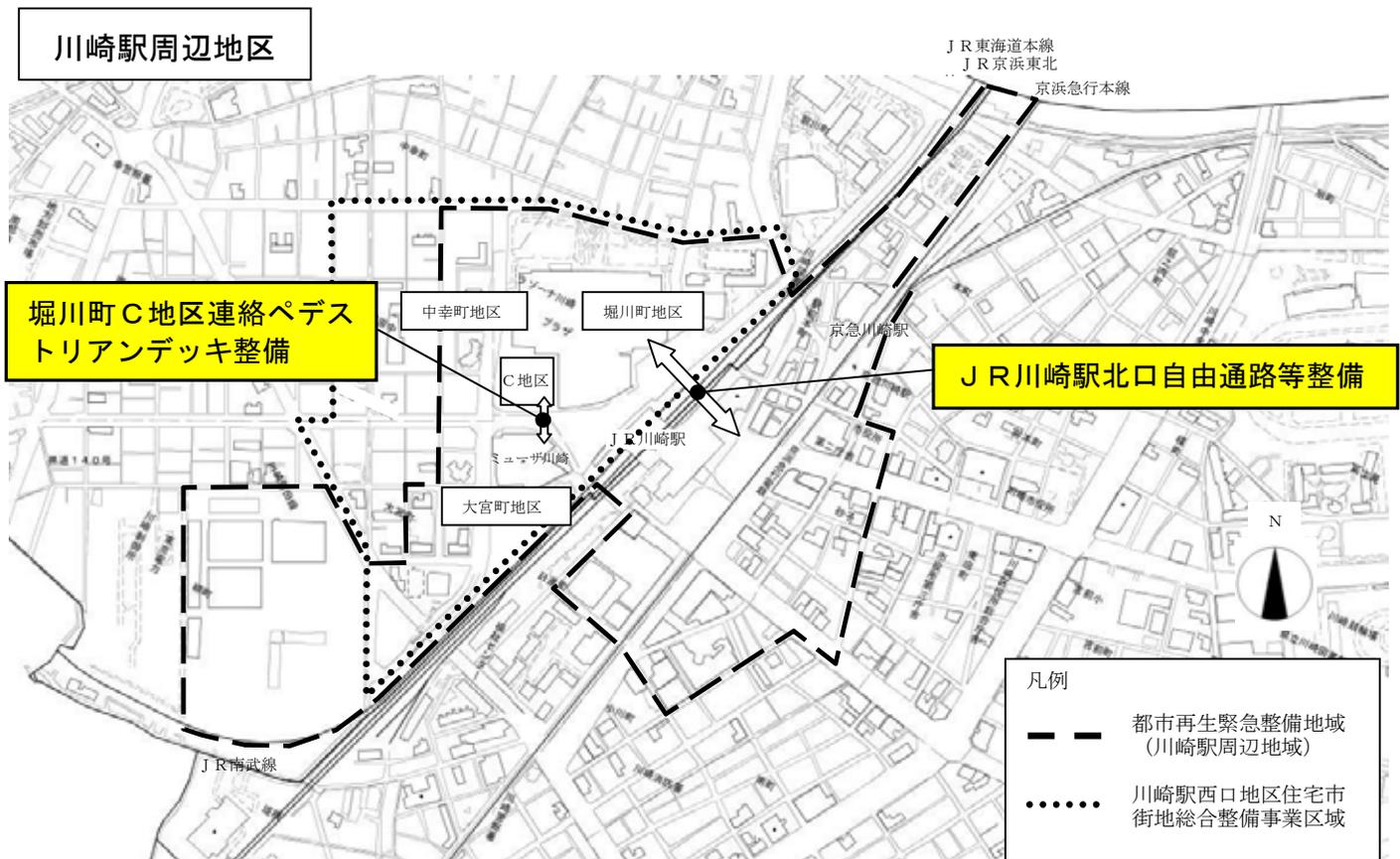
- 川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、民間活力の導入等による個性と魅力にあふれた拠点地区の形成を進めており、また、都市再生緊急整備地域に指定し、市街地の活性化やにぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しています。
- J R川崎駅東西の主動線となる東西自由通路は、駅周辺地区の大規模商業施設や都市型住宅等の整備により利用者が増加しており、自由通路の混雑緩和や歩行者動線の分散、駅東西の利便性・回遊性等の向上を図る必要があることから、北口自由通路と新たな改札口の整備に平成24年度に着手し、平成29年度の完了を予定しています。
- 川崎駅西口地区は、民間開発の適切な誘導を図るとともに、歩行者動線を確保するため、公共基盤施設の整備を行う必要があります。

■ 費用

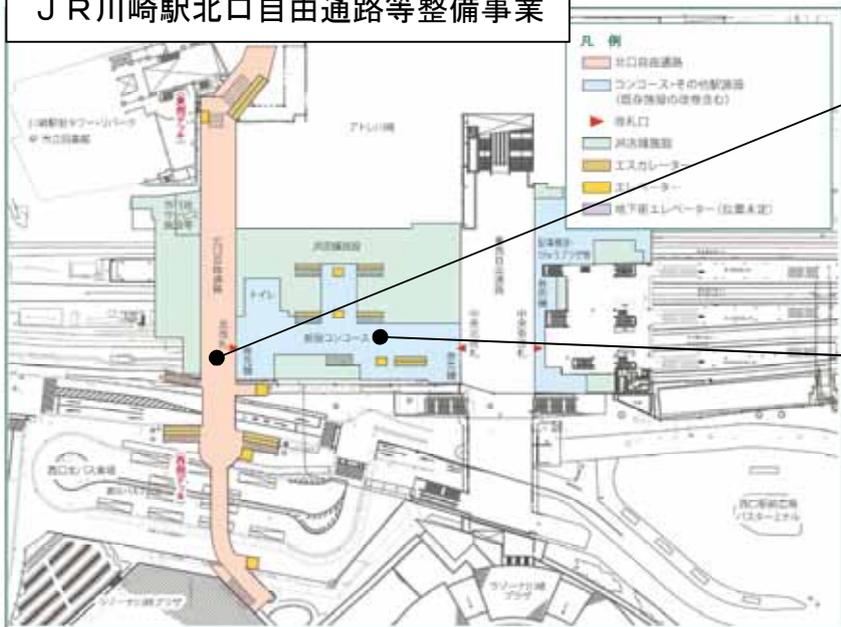
- 平成28年度計画事業費 約41.6億円（国費 約20.4億円）
 - ・ J R川崎駅北口自由通路等整備事業 約36.5億円（国費 約17.9億円）
 - ・ 堀川町C地区連絡ペDESTリアンデッキ整備事業等 約5.1億円（国費 約2.5億円）

■ 効果等

- 北口自由通路等の整備による、J R川崎駅へのアクセス性の向上と東西自由通路の混雑緩和、駅東西の利便性・回遊性等の向上
- 川崎駅西口地区の公共基盤施設の整備による、歩行者動線の確保、回遊性の強化



JR川崎駅北口自由通路等整備事業



事業着手 平成 25 年 1 月
事業完了 平成 30 年春頃 (予定)

■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称	H27 予算	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画	
JR川崎駅北口自由通路等整備事業	事業費	34.0	36.5	41.8	—	—
	うち国費	16.7	17.9	20.5	—	—
堀川町C地区連絡ペデストリアンデッキ整備事業等	事業費	2.6	5.1	2.0	1.2	0.5
	うち国費	1.3	2.5	1.0	0.6	0.2

この要請文の担当課/まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009

小杉駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 小杉駅周辺地区は、本市の広域拠点として位置づけられ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅に近接した4地区の市街地再開発事業により駅前広場や道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の諸機能が集積した集約型の都市構造を目指したまちづくりを進めています。
- これらの再開発事業により、地区幹線道路等の整備を行うとともに、市民自治活動拠点施設・児童厚生施設・駐車場などの公共公益施設の再編整備を行い、新たに駅周辺に保育所などの公益施設や商業・業務等の諸機能を集積する計画としています。
- 平成28年度は小杉町3丁目東地区の調査設計業務及び施設建築物工事の着実な推進を図る必要があります。

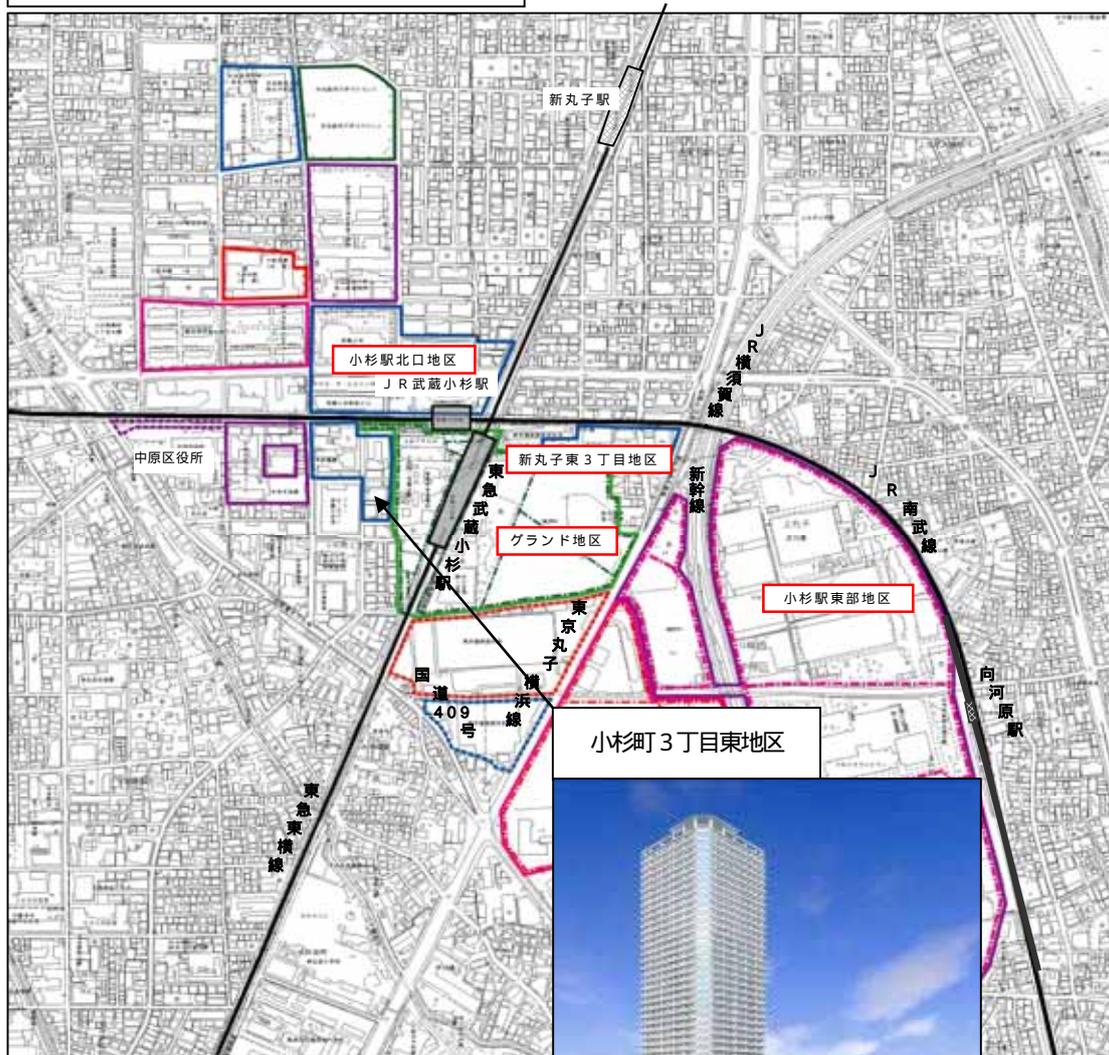
■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約9.0億円（国費 約4.5億円）
 - ・ 小杉町3丁目東地区 約9.0億円（国費 約4.5億円）

■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤の整備や市民利用施設の集約が図られ、本市の広域拠点としてふさわしい都市機能が形成されます。
- 駅周辺に市民利用施設等が集約されることにより、利用者の利便性の向上が図られます。

駅周辺事業地区位置図



都市計画決定	平成26年2月
組合設立認可	平成27年2月
権利変換	平成27年度 (予定)
工事着手	平成28年度 (予定)
工事完了	平成31年度 (予定)

■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		H27 予算	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
小杉町3丁目東地区	事業費	約13.9	約9.0	約12.3	約14.6	約6.7
	うち国費	約6.9	約4.5	約6.1	約7.3	約3.3

この要請文の担当課／まちづくり局市街地開発部小杉駅周辺整備推進担当 TEL 044-200-2988
 まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-2730

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転及び公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸1号線、登戸2号線、登戸3号線及び登戸野川線の早期整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、本市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等を行い、地域生活拠点機能の確立並びに商業・業務機能を強化するとともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。

■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約28.5億円 (国費 約14.2億円)
 - ・都市計画道路整備等 約12.3億円 (国費 約 6.1億円)
 - ・区画道路整備等 約16.2億円 (国費 約 8.1億円)

■ 効果等

- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路整備による地区内交通の円滑化
- 駅周辺整備による交通結節機能の強化

【登戸・向ヶ丘遊園周辺地区】位置図及び平成28年度要望箇所



■ 登戸土地区画整理事業の進捗状況（平成27年3月末現在）

項目	累計面積・延長	進捗率(%)
仮換地指定面積 (263,148㎡)	184,301㎡	70.0
使用開始面積 (263,148㎡)	139,525㎡	53.0
建築物等移転棟数 (1,358棟)	752棟	55.4
道路築造延長 (11,890m)	5,862m	49.3



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

		H27 予算	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 以降
登戸 土地区画整理事業	事業費	15.6	28.5	32.5	32.3	92.0
	国費	7.9	14.2	16.5	16.8	46.5

この要請文の担当課／まちづくり局登戸区画整理事務所 TEL 044-933-8511

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 地震などの災害時においても安定した下水道サービスの提供を可能とするため、下水道施設の耐震化や耐津波対策などを推進するとともに、被災時における施設の運転を可能とする所要の整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 気候変動に伴う降雨形態の変化などを踏まえ、水害に強いまちづくりを実現するため、浸水対策・ゲリラ豪雨対策に必要な財政措置を講ずること。
- 3 老朽化した下水道施設の長寿命化や、再構築・再整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 東京湾の水質改善を目指した合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、さらには温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 5 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

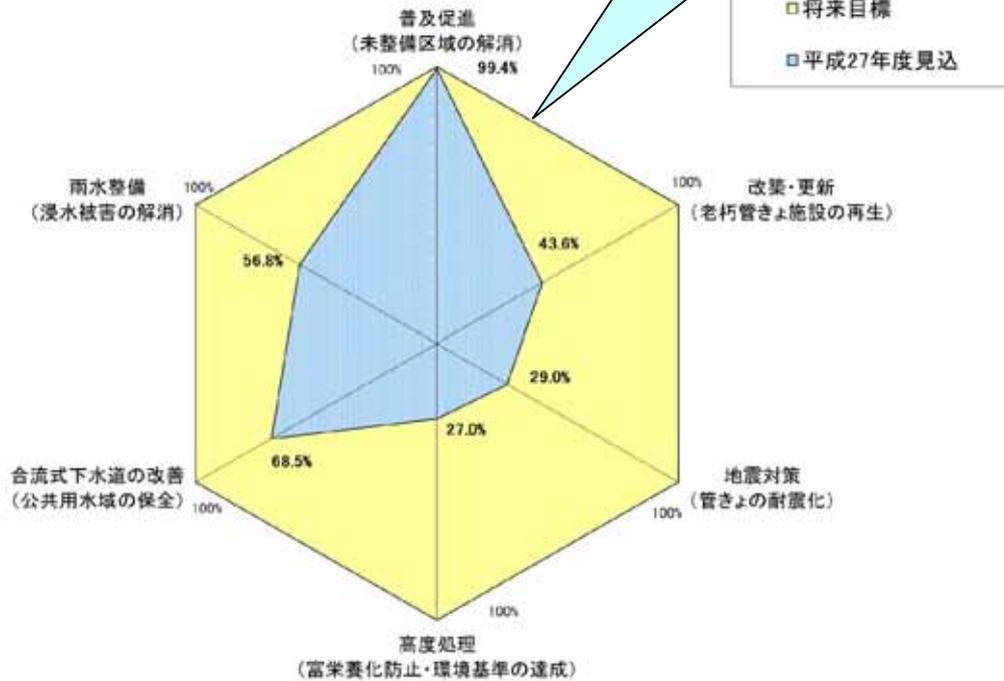
- 下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、下水道施設の耐震化や耐津波対策が必要です。さらには、被災時における不安定なエネルギー供給状況下においても、安定して施設を運転できるよう、省エネ機器の積極的な導入をはじめ再生可能エネルギーの活用なども含めたエネルギー対策が必要です。
- 局地的集中豪雨など、近年の気候変動に対応するための施設整備が必要です。
- ライフラインとしての健全な機能確保のため、今後、一層増加する老朽化した下水道施設の長寿命化、再構築・再整備等を、計画的・継続的に行う必要があります。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、水環境の健全化、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

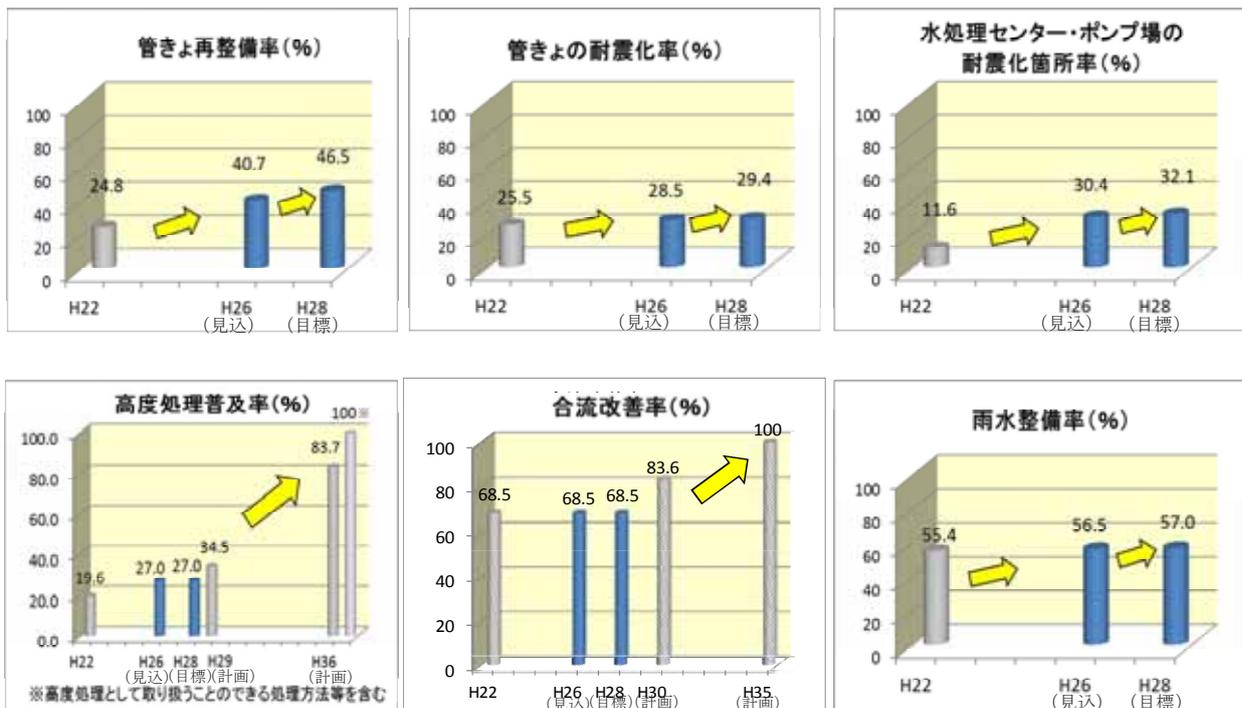
- 平成28年度計画事業費 約170億円（国費 約60億円）

川崎市下水道事業の計画と現状

下水道普及は概成したものの、施設の耐震化や老朽化対策とともに東京湾の水質改善のための高度処理などを引き続き推進する必要がある。



川崎市下水道事業の現状と中期計画目標値



この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課 TEL044-200-2886

「新川崎・創造のもり」地区での産学交流・研究開発拠点の整備推進について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

「新川崎・創造のもり」地区において、オープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を図るため、研究開発や人材育成、民間活力を活用したPPP方式での研究開発拠点の整備事業に対して、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 新川崎地区は、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の一部にも指定され、世界的企業の研究開発拠点形成が進むエリアであり、特に「創造のもり」地区は大学の研究施設、インキュベーション施設、ナノ・マイクロ技術の産学共同研究施設が立地し、慶應、早稲田、東工大、東大からなる「4大学コンソーシアム」が中心となって産学連携による新技術の研究開発や人材育成に取り組んでおります。
- また、この「創造のもり」地区において、企業、研究者のさらなる集積とオープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を図るため、民間活力を活用したPPP方式での新たな産学交流・研究開発施設の整備を計画しており、平成28年度の整備着手、29年度の供用開始を予定しております。
- こうした「創造のもり」でのプロジェクトは、国家戦略特区が進める「国際的ビジネス拠点の形成」を推進し、日本の経済成長を牽引する新たな産業創出に繋がるものであり、「創造のもり」地区での産学連携による研究開発や人材育成、新たな研究開発施設の整備について、財政措置等を講ずべきものと考えます。

■ 効果等

- 「創造のもり」地区での先端産業の集積とオープンイノベーションの拠点整備により、幅広い分野での産業イノベーションを創出し、首都圏経済の活性化、我が国の国際競争力の強化に大きく貢献します。

新川崎・創造のもりにおける産学交流・研究開発施設の整備推進について

川崎市のイノベーション推進拠点「新川崎地区」の整備 新川崎地区における産業集積の進展



京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の形成



新川崎地区には高度な技術力をもつ企業が多数立地
 推定就業人口 約1万8,000人
 新川崎地区の企業・大学による産学連携・産産連携組織
 「新川崎地区ネットワーク協議会」発足

産学連携による新産業の創出拠点「新川崎・創造のもり」の整備推進



ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANO BIC」
 ナノ・マイクロの「加工～試作～計測～評価」
 が一気通貫でできる約750㎡の大型クリーン
 ルームを備えた施設
 慶應、早稲田、東工大、東大からなる
 「4大学ナノ・マイクロファブリケーション
 コンソーシアム」研究機器の開放利用を通じて、
 産学共同研究開発を促進
 4大学、ナノテック関連企業等が入居



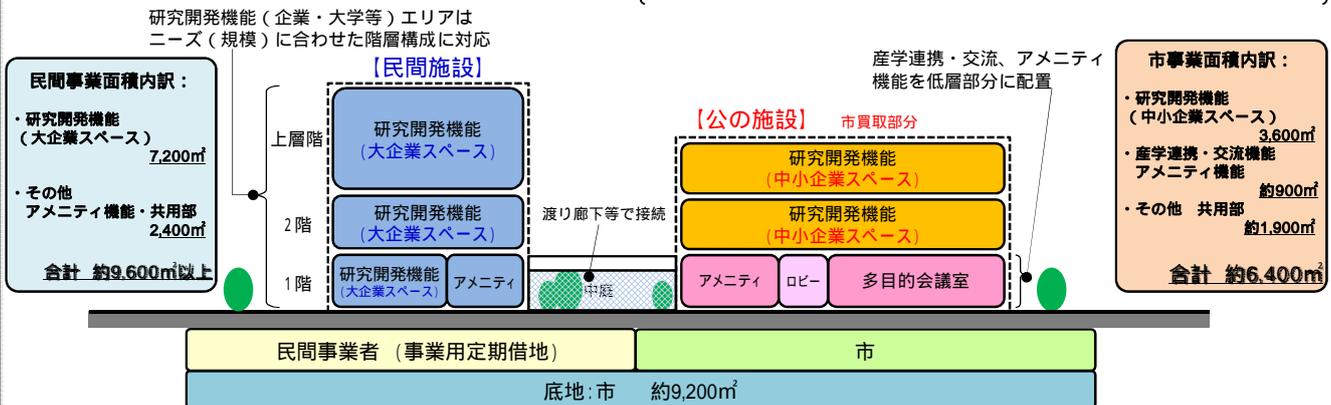
「創造のもり」の次期事業の展開

幅広い産業分野での産業イノベーションの創出をめざすため、「新川崎・創造のもり」において、さらなる先端産業の集積を促進し、地域産業との連携を図る産学交流・研究開発の拠点整備を推進

民間事業者と連携したPPP方式による施設の整備、運営を推進

事業用地(約9,200㎡)への事業用定期借地権を設定し、民間事業者に貸し付け、民間事業者による施設の設計、建設を実施
 研究開発機能の一部(大企業等の入居スペース7,200㎡以上を想定)は、民間事業者が建設後も引き続き、管理・運営を実施
 研究開発機能の一部(中小企業・ベンチャー企業の入居スペース)及び産学連携、アメニティスペースは、市が取得し、管理・運営

PPP (Public-Private Partnership) : 民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法



川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国最大の総合港湾である京浜港の一翼を担う川崎港が、就航コンテナ船の大型化等に対応して、国際戦略港湾としての機能を最大限発揮するため、必要な財政措置を講ずること。
- 2 京浜港の物流機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路等の整備を促進すること。
- 3 地震に備えた港湾施設や海岸保全施設および老朽化した港湾施設の整備に必要な財政措置を講ずるとともに、災害時における国を含めた広域防災体制の強化を図ること。
- 4 港湾運営会社に関する港湾法の適用については川崎港の実情に十分配慮するとともに、川崎港の特長を活かし、国際競争力を高めるため、積極的な集貨・創貨の支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化の取組を進めるとともに、多様な機能を備えた総合港湾として合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を一体となって展開しております。川崎港においては、平成26年度にも渤海湾航路など3航路が新規に開設されました。航路の拡充によって、利用者へのサービスが格段に向上したことにより、コンテナ取扱量も急増しており、3年連続で約3割増加する見込みです。また、東南アジア航路をはじめとする就航船舶の大型化により、2隻同時接岸が不可能となる状態も生じています。こうした状況を改善し、さらなる航路誘致を図るためには、コンテナ岸壁の延伸が不可欠です。
- 川崎港東扇島地区においては、平成26年2月に総合物流拠点地区の立地企業の全てが事業開始となり、今後は、各施設が本格稼動となることに伴い、更なる物流車両の増加に対応する交通機能の確保ならびに市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ唯一の川崎港海底トンネルのリダンダンシーの確保が重要な課題であり、臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能強化を図るためにも、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を推進し、川崎港を含む京浜港の更なる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。
- 東日本大震災を踏まえ、地震・津波に備えた港湾施設整備ならびに三大湾である東京湾に

面している川崎港の海岸保全施設整備さらには老朽化が進む港湾施設の適切な維持管理が必要となっており、これらの事業の拡充や財源措置が必要です。また、災害時における基幹的広域防災拠点機能へのスムーズな機能転換や港湾機能の早期復旧が重要であり、港湾における国を含めた広域防災体制を強化し、災害に強い港づくりを推進することが必要です。

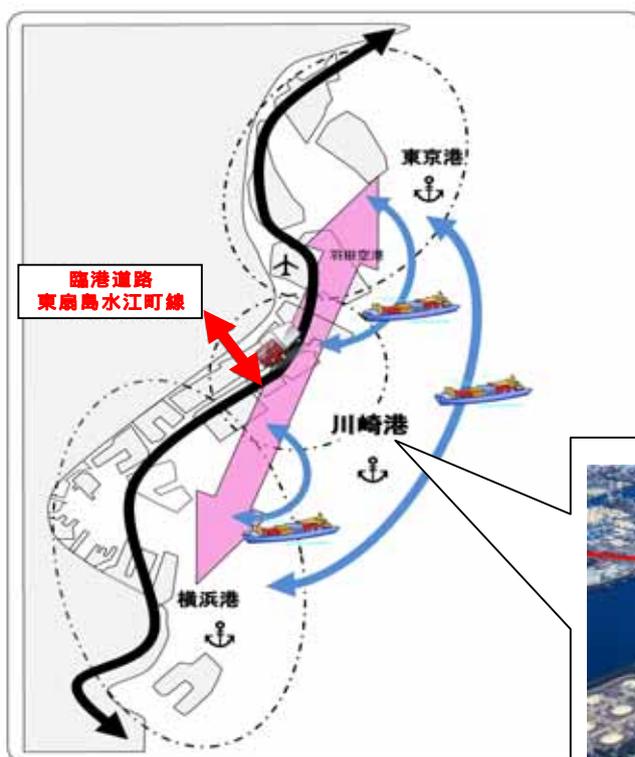
- 港湾運営会社については、川崎港の実情に応じた柔軟な対応が必要となっています。また、川崎港コンテナターミナルの直背後は、東扇島総合物流拠点地区としてかわさきファズをはじめ、高度な機能を有する物流施設が多数立地しています。こうした立地条件を活かしつつ、京浜三港の役割分担において川崎港がターゲットとしていない北米・欧州航路に接続するコンテナのバージ輸送等に関する社会実験を実施するなどにより、集貨・創貨につながる効率的かつ効果的な物流体制を構築することが必要です。

■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約180億円 (国費 約110億円)
- ・臨港道路 (東扇島水江町線) ・千鳥町7号岸壁改良 (耐震) ・コンテナ1号岸壁改良等

■ 効果等

- 国際競争力の強化および港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 大規模災害発生時における緊急物資輸送経路確保と支援体制の充実
- 港湾施設や海岸保全施設の良好な維持管理



京浜港位置図



基幹的広域防災拠点



東扇島物流拠点地区 進出企業

この要請文の担当課/港湾局港湾経営部整備計画課 TEL044-200-3061

